

0001 3-1 電気通信事業法・施行規則 > 電気通信事業法 | 難易度：基礎

- 「電気通信事業法」の学習項目「電気通信の法定定義を理解する」を復習している。受験者が「有線の導体だけを利用して文字情報を送信すること。」を選んだ場合、この判断を退ける理由として最も直接的なものはどれか。
- ア．無線その他の電磁的方式や音響・影像も定義に含まれる。
 - イ．電気通信は伝送媒体を有線に限定せず、電磁的方式による符号・音響・影像の送受を広く含む。
 - ウ．電磁的方式による電気通信ではない。
 - エ．設備製造販売は電気通信そのものの定義ではない。

答え・解説 正答：ア

- ア：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。
- イ：不適切。これは別の判断「有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送...」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
- ウ：不適切。これは別の判断「郵便物を物理的に運搬して情報を届けること。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
- エ：不適切。これは別の判断「電気通信設備を製造して販売すること。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
- 総合解説：「電気通信」「電気通信設備」「電気通信役務」「電気通信事業」を区別する。まず電磁的方式による情報の送受が電気通信である。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0002 3-1 電気通信事業法・施行規則 > 電気通信事業法 | 難易度：基礎

- 「電気通信設備の法定定義を理解する」という学習項目について、結論「電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備」を採用した。この結論を支える根拠として最も適切な説明はどれか。
- ア．約款は契約条件を定める文書であり電氣的設備ではない。
 - イ．端末・交換・伝送路などを含み得る広い概念である。
 - ウ．資格者証は資格を証するもので電気通信設備ではない。
 - エ．建物そのものは電気通信を行うための電氣的設備ではない。

答え・解説 正答：イ

- ア：不適切。これは別の判断「通信サービスの契約約款だけ」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
- イ：適切。提示された結論を支える根拠を直接説明している。
- ウ：不適切。これは別の判断「工事担任者の資格者証だけ」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
- エ：不適切。これは別の判断「電気通信事業者の事務所建物だけ」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
- 総合解説：電気通信設備は、電気通信を実現する機械・器具・線路等の電氣的設備をいう。正答根拠を言語化できるようにすると、類似概念や数値条件を入れ替えた出題にも対応しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0003 3-1 電気通信事業法・施行規則 > 電気通信事業法 | 難易度：標準

「電気通信役務の法定概念を理解する」を確認する答案に「通信機器を製造することだけ。」と記されていた。内容を訂正する際の指摘として最も適切なものはどれか。

ア．資格試験業務は電気通信役務ではない。

イ．他人の通信の媒介又は設備提供という要件を満たさない。

ウ．製造行為それ自体は電気通信役務の定義ではない。

エ．他人の通信の媒介だけでなく、設備を他人の通信の用に供することも含む。

答え・解説 正答：ウ

ア：不適切。これは別の判断「電気通信資格の試験を実施すること。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：不適切。これは別の判断「自社内でのみ利用する文書管理業務。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。

エ：不適切。これは別の判断「電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備…」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：役務の定義では「他人の通信を媒介する」場合と「電気通信設備を他人の通信の用に供する」場合を押さえる。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0004 3-1 電気通信事業法・施行規則 > 電気通信事業法 | 難易度：標準

「電気通信事業法」の手順・条件を点検する。学習目標「電気通信事業の定義を理解する」に照らして「電気通信役務を他人の需要に応ずるために提供する事業かどうかを確認する。」を検証するとき、判断根拠として最も適切なものはどれか。

ア．媒体の種類だけでは事業該当性を判断できない。

イ．従業員数は法定定義の核心ではない。

ウ．名称ではなく実際の役務内容で判断する。

エ．電気通信事業は、電気通信役務を他人の需要に応じて提供する事業を基本とする。

答え・解説 正答：エ

ア：不適切。これは別の判断「使用する通信ケーブルが光ファイバかどうかだけで判断する。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：不適切。これは別の判断「会社の従業員数だけで判断する。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：不適切。これは別の判断「サービス名称に「通信」という語が入っているかどうかだけで判断する。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：適切。提示された結論を支える根拠を直接説明している。

総合解説：「電気通信」「電気通信役務」「電気通信事業」の順に定義をつなげて理解すると事例問題に対応しやすい。正答根拠を言語化できるようにすると、類似概念や数値条件を入れ替えた出題にも対応しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0005

3-1 電気通信事業法・施行規則 > 電気通信事業法 | 難易度：基礎

- 「電気通信事業法」の理解確認で、学習目標は「検閲禁止を理解する」である。ここで「事業者はすべての通信内容を事前審査しなければならない。」という判断が示されたとき、混同点を説明する記述として最も適切なものはどれか。
- ア．法の原則と逆である。
 - イ．退職後の守秘義務は秘密の保護に関する別の規定である。
 - ウ．通信内容の保護に関する規定である。
 - エ．法は電気通信事業者が取り扱っている通信の検閲を禁止している。

答え・解説

正答：ア

- ア：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。
- イ：不適切。これは別の判断「検閲禁止は退職者の守秘義務だけを定めた規定である。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
- ウ：不適切。これは別の判断「検閲禁止は端末機器の技術基準だけを定める規定である。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
- エ：不適切。これは別の判断「電気通信事業者の取扱中に係る通信は、検閲してはならない。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
- 総合解説：第3条の検閲禁止と第4条の秘密の保護は、似ているが別の規定として整理する。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0006

3-1 電気通信事業法・施行規則 > 電気通信事業法 | 難易度：標準

- 「電気通信事業法」の学習項目「通信の秘密の保護を理解する」を復習している。受験者が「通信の秘密は音声通話だけに限られ、データ通信には及ばない。」を選んだ場合、この判断を退ける理由として最も直接的なものはどれか。
- ア．通信の秘密の保護に反する。
 - イ．法上の通信は符号・音響・影像等を広く含む。
 - ウ．そのような一般的な除外規定ではない。
 - エ．通信の秘密は法により保護される。

答え・解説

正答：イ

- ア：不適切。これは別の判断「事業者は業務効率化のため自由に通信内容を第三者へ提供できる。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
- イ：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。
- ウ：不適切。これは別の判断「通信の秘密は料金を支払っていない利用者には適用されない。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
- エ：不適切。これは別の判断「電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は侵してはならない。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
- 総合解説：通信の秘密は電気通信事業の根幹となる保護原則である。検閲禁止と合わせて頻出論点である。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0007

3-1 電気通信事業法・施行規則 > 電気通信事業法 | 難易度：応用

「退職後の守秘義務を理解する」という学習項目について、結論「退職後も、在職中に通信に関して知り得た他人の秘密を守る義務がある。」を採用した。この結論を支える根拠として最も適切な説明はどれか。

- ア．法は退職後も同様に秘密を守ることを求めている。
- イ．本人の裁量で秘密保持義務を解除できるわけではない。
- ウ．秘密保持義務は在職中だけでなく退職後にも及ぶ。
- エ．資格保有の有無だけで決まる義務ではない。

答え・解説

正答：ウ

ア：不適切。これは別の判断「退職した時点で法上の秘密保持義務は当然に消滅する。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：不適切。これは別の判断「退職後は本人の判断で自由に公表できる。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：適切。提示された結論を支える根拠を直接説明している。

エ：不適切。これは別の判断「秘密保持義務は工事担任者資格を持つ者にだけ適用される。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：「在職中に知り得た他人の秘密」は、職を退いた後も守らなければならない点が典型的なひっかけとなる。正答根拠を言語化できるようにすると、類似概念や数値条件を入れ替えた出題にも対応しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0008

3-1 電気通信事業法・施行規則 > 電気通信事業法 | 難易度：基礎

「利用の公平を理解する」を確認する答案に「料金をすべての利用者で完全に同額にしなければならない。」と記されていた。内容を訂正する際の指摘として最も適切なものはどれか。

- ア．利用者への電気通信役務の提供に関する原則である。
- イ．利用の公平は役務提供における不当な差別的取扱いを禁じる。
- ウ．対象は電気通信役務の提供である。
- エ．合理的な料金区分まで一律に禁止する規定ではない。

答え・解説

正答：エ

ア：不適切。これは別の判断「事業者間の設備売買だけを規律する。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：不適切。これは別の判断「電気通信事業者は、電気通信役務の提供について不当な差別的取...」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：不適切。これは別の判断「技術基準適合認定の審査だけについて差別を禁じる規定である。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。

総合解説：直近の公式問題でも、利用の公平を端末認定審査の差別禁止と取り違える誤肢が出されている。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0009 3-1 電気通信事業法・施行規則 > 電気通信事業法 | 難易度：標準

「電気通信事業法」の手順・条件を点検する。学習目標「基礎的電気通信役務の提供義務の性質を理解する」に照らして「その適切、公平かつ安定的な提供に努めること。」を検証するとき、判断根拠として最も適切なものはどれか。

ア．基礎的電気通信役務は国民生活に不可欠で全国的な提供確保が求められる役務である。

イ．そのような義務ではない。

ウ．基礎的電気通信役務の趣旨に反する。

エ．利用の公平にも反する。

答え・解説 正答：ア

ア：適切。提示された結論を支える根拠を直接説明している。

イ：不適切。これは別の判断「総務大臣の許可がなければ一切の保守を行わないこと。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：不適切。これは別の判断「利益が出ない地域では直ちに提供を停止すること。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：不適切。これは別の判断「提供地域ごとに利用者を不当に差別すること。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：「適切・公平・安定的」が条文上の重要な三語であり、過去問でも繰り返し問われる。正答根拠を言語化できるようにすると、類似概念や数値条件を入れ替えた出題にも対応しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0010 3-1 電気通信事業法・施行規則 > 電気通信事業法 | 難易度：標準

「電気通信事業法」の理解確認で、学習目標は「技術基準不適合設備への行政措置を理解する」である。ここで「利用者にだけ修理を命じ、事業者には何も求めない。」という判断が示されたとき、混同点を説明する記述として最も適切なものはどれか。

ア．そのような一律の措置を定めた規定ではない。

イ．対象は当該設備を設置する電気通信事業者である。

ウ．技術基準不適合時には修理・改造命令又は使用制限が規定されている。

エ．法に行政措置が規定されている。

答え・解説 正答：イ

ア：不適切。これは別の判断「必ず直ちに事業者の法人を解散させる。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。

ウ：不適切。これは別の判断「技術基準に適合するよう修理・改造を命じ、又は設備の使用を制...」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：不適切。これは別の判断「総務大臣は設備に関して何の措置も取れない。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：令和8年度第1回では「修理・改造又は使用を制限」が直接問われた。語句を正確に押さえる。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0011 3-1 電気通信事業法・施行規則 > 電気通信事業法 | 難易度：標準

「電気通信事業法」の学習項目「端末設備接続の技術基準の目的を理解する」を復習している。受験者が「利用者が同一メーカーの端末だけを使うこと。」を選んだ場合、この判断を退ける理由として最も直接的なものはどれか。

ア．価格統一は技術基準の目的ではない。

イ．端末設備がネットワーク上の他利用者へ悪影響を与えないことは技術基準の目的の一つである。

ウ．メーカー統一を求める規定ではない。

エ．外観色は法定技術基準の目的ではない。

0012 3-1 電気通信事業法・施行規則 > 電気通信事業法 | 難易度：標準

「端末設備接続基準の設備保護目的を理解する」という学習項目について、結論「電気通信事業者の電気通信回線設備を損傷し、又はその機能に障害を与えないこと。」を採用した。この結論を支える根拠として最も適切な説明はどれか。

ア．検閲禁止・通信の秘密の原則に反する。

イ．技術基準の目的ではない。

ウ．料金・提供条件に関する話であり技術基準とは別である。

エ．端末設備側の異常が事業者設備を損傷・障害させないことを確保する。

答え・解説 正答：ウ

ア：不適切。これは別の判断「端末価格を全国同一にすること。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：不適切。これは別の判断「電気通信回線設備を利用する他の利用者に迷惑を及ぼさないこと。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。

エ：不適切。これは別の判断「利用者の端末の外観色を統一すること。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：端末設備の技術基準は、他利用者への迷惑防止、事業用設備の損傷・機能障害防止、責任分界の明確化などを目的とする。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

答え・解説 正答：エ

ア：不適切。これは別の判断「通信内容を事業者が常時検閲できるようにすること。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：不適切。これは別の判断「事業者設備の製造会社を一社に限定すること。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：不適切。これは別の判断「すべての端末を無償提供すること。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：適切。提示された結論を支える根拠を直接説明している。

総合解説：端末接続基準はネットワーク保護という観点でも重要である。正答根拠を言語化できるようにすると、類似概念や数値条件を入れ替えた出題にも対応しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0013

3-1 電気通信事業法・施行規則 > 電気通信事業法 | 難易度：標準

「責任分界を技術基準の目的として理解する」を確認する答案に「回線速度をすべて同一にすること。」と記されていた。内容を訂正する際の指摘として最も適切なものはどれか。

ア．責任分界とは無関係である。

イ．責任の分界を明確にすることは端末接続制度の重要な柱である。

ウ．法がいう責任分界とは設備接続上の責任範囲である。

エ．技術基準の目的とは異なる。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。

イ：不適切。これは別の判断「電気通信事業者の回線設備と利用者の端末設備との責任の分界が…」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：不適切。これは別の判断「利用者と端末メーカーの販売価格の分界を明確にすること。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：不適切。これは別の判断「通信データの著作権帰属を分界点で決めること。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：この目的は端末設備等規則の「分界点」の具体的規定につながる。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0014

3-1 電気通信事業法・施行規則 > 電気通信事業法 | 難易度：応用

「電気通信事業法」の手順・条件を点検する。学習目標「利用者からの端末接続請求の原則を理解する」に照らして「技術基準不適合など法令で定める場合を除き、電気通信事業者は接続請求を拒むことができない。」を検証するとき、判断根拠として最も適切なものはどれか。

ア．技術基準不適合などは拒否理由となり得る。

イ．端末設備の自由な接続を原則としつつ、ネットワーク保護等の例外を設けている。

ウ．端末設備にも接続請求に関する規定がある。

エ．法は接続拒否を例外的な場合に限定している。

答え・解説

正答：イ

ア：不適切。これは別の判断「利用者はどのような不適合端末でも必ず接続できる。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：適切。提示された結論を支える根拠を直接説明している。

ウ：不適切。これは別の判断「接続請求制度は自営電気通信設備だけにあり端末設備にはない。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：不適切。これは別の判断「事業者は理由を示さず常に拒否できる。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：接続自由化の原則と、技術基準や施行規則による拒否事由をセットで理解する。正答根拠を言語化できるようにすると、類似概念や数値条件を入れ替えた出題にも対応しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0015 3-1 電気通信事業法・施行規則 > 電気通信事業法 | 難易度：応用

「電気通信事業法」の理解確認で、学習目標は「端末設備の検査請求の主体を理解する」である。ここで「検査対象は事業者の社内会計帳簿に限られる。」という判断が示されたとき、混同点を説明する記述として最も適切なものはどれか。

ア．検査を求める相手は利用者であり、総務大臣に端末検査を求める制度ではない。

イ．令和8年度問題でも、このように主体を総務大臣とする記述は誤りとして問われた。

ウ．ここでの検査は端末設備の技術基準適合性に関するもの。

エ．法は一定の場合に検査を求めることを認めている。

0016 3-1 電気通信事業法・施行規則 > 電気通信事業法 | 難易度：標準

「電気通信事業法」の学習項目「端末設備検査時の証明書提示を理解する」を復習している。受験者が「口頭で所属を名乗れば証明書は不要である。」を選んだ場合、この判断を退ける理由として最も直接的なものはどれか。

ア．現場で関係人に提示する必要がある。

イ．立入り時に携帯・提示する趣旨である。

ウ．立入りの際の身分証明書携帯・提示が求められる。

エ．法は証明書の携帯・提示を求めている。

答え・解説 正答：ウ

ア：不適切。これは別の判断「電気通信事業者は利用者に対し、その端末設備の接続が技術基準…」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：不適切。これは別の判断「電気通信事業者は総務大臣に対し、利用者端末を直接検査するよ…」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。

エ：不適切。これは別の判断「端末異常があっても事業者は検査を求めることができない。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：端末検査では「事業者が利用者に検査を求める」という主体関係が重要である。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

答え・解説 正答：エ

ア：不適切。これは別の判断「証明書は事業者本社に保管し、現場には持参しない。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：不適切。これは別の判断「証明書は検査終了後だけ提示すればよい。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：不適切。これは別の判断「身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。

総合解説：立入を伴う検査では、権限行使の適正性を確保するため身分証明書の提示が重要である。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0017

3-1 電気通信事業法・施行規則 > 電気通信事業法 | 難易度：標準

「工事担任者の誠実義務を理解する」という学習項目について、結論「誠実にその工事を行い、又は監督すること。」を採用した。この結論を支える根拠として最も適切な説明はどれか。

- ア．工事担任者には接続工事を誠実にやり又は監督する義務がある。
- イ．工事は法令・技術基準に沿って実施する必要がある。
- ウ．資格者証の種類ごとに工事範囲が定められる。
- エ．誠実な工事監督に反する。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。提示された結論を支える根拠を直接説明している。

イ：不適切。これは別の判断「技術基準を無視して利用者の希望だけに従うこと。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：不適切。これは別の判断「資格範囲外の工事も自由に監督すること。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：不適切。これは別の判断「工事結果にかかわらず記録を改ざんすること。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：法の誠実義務と、工事担任者規則で定める資格範囲を組み合わせる理解する。正答根拠を言語化できるようにすると、類似概念や数値条件を入れ替えた出題にも対応しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0018

3-1 電気通信事業法・施行規則 > 電気通信事業法 | 難易度：応用

「工事担任者資格者証の交付対象を理解する」を確認する答案に「資格者証は工事担任者試験合格者にしか絶対に交付されない。」と記されていた。内容を訂正する際の指摘として最も適切なものはどれか。

- ア．国家資格者証をメーカーが独自発行する制度ではない。
- イ．認定養成課程等による交付ルートもある。
- ウ．資格者証の交付ルートは試験合格だけに限定されていない。
- エ．養成課程の認定及び資格者証交付の主体は総務大臣である。

答え・解説

正答：イ

ア：不適切。これは別の判断「端末メーカーが独自に資格者証を発行できる。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。

ウ：不適切。これは別の判断「工事担任者試験合格者のほか、総務大臣が基準適合を認定した養...」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：不適切。これは別の判断「指定試験機関が養成課程を認定し、その機関が資格者証を交付す...」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：令和8年度問題でも、養成課程の認定主体を指定試験機関とする誤肢が出されている。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0019 3-1 電気通信事業法・施行規則 > 電気通信事業法施行規則 | 難易度：標準

「電気通信事業法施行規則」の手順・条件を点検する。学習目標「技術的条件の認可手続を理解する」に照らして「所定の申請書に技術的条件の案を添えて提出する。」を検証するとき、判断根拠として最も適切なものはどれか。

ア．法定の技術的条件を定める場合には総務大臣の認可手続がある。

イ．技術的条件を定めようとする電気通信事業者等が申請する。

ウ．施行規則は技術的条件の認可申請の手続を定めている。

エ．認可主体は総務大臣である。

答え・解説 正答：ウ

ア：不適切。これは別の判断「技術的条件は事業者が公示だけすれば認可不要である。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：不適切。これは別の判断「利用者が認可申請を行う。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：適切。提示された結論を支える根拠を直接説明している。

エ：不適切。これは別の判断「認可は端末機器メーカーが行う。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：施行規則は法に基づく技術的条件の認可手続を具体化する。正答根拠を言語化できるようにすると、類似概念や数値条件を入れ替えた出題にも対応しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0020 3-1 電気通信事業法・施行規則 > 電気通信事業法施行規則 | 難易度：応用

「電気通信事業法施行規則」の理解確認で、学習目標は「共同で技術的条件を定める他事業者の範囲を理解する」である。ここで「日本国内のすべての電気通信事業者」という判断が示されたとき、混同点を説明する記述として最も適切なものはどれか。

ア．電気通信事業者との法定関係を説明していない。

イ．単に設備接続関係があるだけでなく、認可を受けて技術的条件を定める合意が要件となる。

ウ．この規定の対象は他の電気通信事業者である。

エ．すべての事業者が自動的に該当するわけではない。

答え・解説 正答：エ

ア：不適切。これは別の判断「端末機器を販売する小売店」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：不適切。これは別の判断「当該事業者との間で、総務大臣の認可を受けて技術的条件を定め…」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：不適切。これは別の判断「端末設備の利用者全員」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。

総合解説：技術的条件の設定主体に関する問題では、総務大臣の認可と事業者間の合意をセットで押さえる。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0021 3-1 電気通信事業法・施行規則 > 電気通信事業法施行規則 | 難易度：基礎

「電気通信事業法施行規則」の学習項目「無線端末の接続拒否事由を理解する」を復習している。受験者が「利用者が個人である場合はすべて拒める。」を選んだ場合、この判断を退ける理由として最も直接的なものはどれか。

ア．利用者属性だけで一律拒否する規定ではない。
イ．そのこと自体は拒否事由ではない。
ウ．施行規則に接続拒否事由として規定されている。
エ．拒否は法令で定める例外に限られる。

答え・解説 正答：ア

ア：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。
イ：不適切。これは別の判断「同一メーカーの端末が既に接続されている場合。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
ウ：不適切。この説明は、電波を使用する端末設備の接続請求が告示の例外を除き拒否事由となるという別の判断に対応しており、今回の利用者属性だけを理由とする拒否の検討とは異なる。
エ：不適切。これは別の判断「技術基準に適合した有線端末の接続請求を受けた場合は常に拒め…」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：法の接続原則と、施行規則の具体的拒否事由を組み合わせ覚えて覚える。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0022 3-1 電気通信事業法・施行規則 > 電気通信事業法施行規則 | 難易度：標準

「利用者接続が不適当な端末の拒否を理解する」という学習項目について、結論「公衆電話機その他、利用者による接続が著しく不適当な端末設備の接続請求を受けた場合」を採用した。この結論を支える根拠として最も適切な説明はどれか。

ア．規則は「著しく不適当」なものを対象とする。
イ．「利用者による接続が著しく不適当」が重要な法定表現である。
ウ．固定電話端末を一律に拒否対象とする規定ではない。
エ．認定端末だから拒否するという規定ではない。

答え・解説 正答：イ

ア：不適切。これは別の判断「公衆電話機その他、利用者による接続が最も容易なもの」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
イ：適切。提示された結論を支える根拠を直接説明している。
ウ：不適切。これは別の判断「すべての固定電話端末」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
エ：不適切。これは別の判断「技術基準適合認定を受けた端末は理由を問わず必ず拒否する。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：接続拒否事由は例外であり、法定文言を正確に覚える。正答根拠を言語化できるようにすると、類似概念や数値条件を入れ替えた出題にも対応しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0023

3-1 電気通信事業法・施行規則 > 電気通信事業法施行規則 | 難易度：基礎

「人命安全に係る緊急通信を理解する」を確認する答案に「商品の一般的な広告配信」と記されていた。内容を訂正する際の指摘として最も適切なものはどれか。

ア．人命の安全に係る緊急事項は公共の利益のため優先される通信の代表例である。

イ．通常の私的通信である。

ウ．緊急性・公共利益性を欠く。

エ．緊急に公共利益のため行う通信には当たらない。

答え・解説

正答：ウ

ア：不適切。これは別の判断「火災や集団的疫病、交通機関の重大事故など人命の安全に係る事…」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：不適切。これは別の判断「私的な旅行予約」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。

エ：不適切。これは別の判断「娯楽番組の視聴率調査」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：令和8年度第1回では、この通信が「公共の利益」のため緊急に行う通信であることが問われた。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0024

3-1 電気通信事業法・施行規則 > 電気通信事業法施行規則 | 難易度：標準

「電気通信事業法施行規則」の手順・条件を点検する。学習目標「治安維持の緊急通信を理解する」に照らして「治安の維持のため緊急を要する通信に含まれ得る。」を検証するとき、判断根拠として最も適切なものはどれか。

ア．通信内容が異なる。

イ．治安維持に関する別区分がある。

ウ．犯罪発生等に関する緊急通信は対象に含まれる。

エ．警察機関・海上保安機関相互間や、犯罪を知った者とこれら機関との間の緊急通信が規定される。

答え・解説

正答：エ

ア：不適切。これは別の判断「気象観測の報告だけに分類される。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：不適切。これは別の判断「選挙管理機関相互間の通信にだけ該当する。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：不適切。これは別の判断「重要通信の対象から必ず除外される。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：適切。提示された結論を支える根拠を直接説明している。

総合解説：重要通信は「内容」と「通信を行う機関等」の組合せで整理すると解きやすい。正答根拠を言語化できるようにすると、類似概念や数値条件を入れ替えた出題にも対応しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0025

3-1 電気通信事業法・施行規則 > 電気通信事業法施行規則 | 難易度：基礎

「電気通信事業法施行規則」の理解確認で、学習目標は「選挙に関する緊急通信を理解する」である。ここで「新聞社等の機関相互間だけ」という判断が示されたとき、混同点を説明する記述として最も適切なものはどれか。

ア．災害状況の報道に関する区分である。

イ．選挙の執行・結果に関する緊急通信は選挙管理機関相互間で行われるものとして規定される。

ウ．気象・水象等の観測や警報に関する通信の区分である。

エ．選挙執行の緊急通信主体ではない。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。

イ：不適切。これは別の判断「選挙管理機関相互間」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：不適切。これは別の判断「気象機関相互間」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：不適切。これは別の判断「端末機器メーカー相互間」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：施行規則は公共の利益のため優先される具体的通信を列挙している。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0026

3-1 電気通信事業法・施行規則 > 電気通信事業法施行規則 | 難易度：標準

「電気通信事業法施行規則」の学習項目「災害状況の報道通信を理解する」を復習している。受験者が「工事担任者試験会場相互間」を選んだ場合、この判断を退ける理由として最も直接的なものはどれか。

ア．災害状況の報道に関する通信は新聞社等の機関相互間のものとして規定される。

イ．災害報道の主体として規定されていない。

ウ．法定の災害報道通信の組合せではない。

エ．選挙に関する緊急通信の主体である。

答え・解説

正答：イ

ア：不適切。これは別の判断「新聞社等の機関相互間で行われるもの」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。

ウ：不適切。これは別の判断「端末利用者と販売店の間」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：不適切。これは別の判断「選挙管理機関相互間だけ」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：重要通信問題では、災害救援そのものと災害状況の「報道」を分けて覚える。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0027 3-1 電気通信事業法・施行規則 > 電気通信事業法施行規則 | 難易度：標準

「気象等の緊急通信を理解する」という学習項目について、結論「気象機関相互間」を採用した。この結論を支える根拠として最も適切な説明はどれか。

ア．この条の気象等に関する機関ではない。

イ．選挙関連の区分である。

ウ．観測報告や警報に関する緊急事項は気象機関相互間の通信として定められる。

エ．気象警報通信の主体ではない。

答え・解説 正答：ウ

ア：不適切。これは別の判断「端末設備施工会社相互間」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：不適切。これは別の判断「選挙管理機関相互間」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：適切。提示された結論を支える根拠を直接説明している。

エ：不適切。これは別の判断「一般小売店相互間」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：気象・水象・地象・地動という列举をまとめて覚えるとよい。正答根拠を言語化できるようにすると、類似概念や数値条件を入れ替えた出題にも対応しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0028 3-1 電気通信事業法・施行規則 > 電気通信事業法施行規則 | 難易度：応用

「生活基盤維持の緊急通信を理解する」を確認する答案に「選挙の結果に関する通信として扱う。」と記されていた。内容を訂正する際の指摘として最も適切なものはどれか。

ア．生活基盤維持に関する通信も規定されている。

イ．災害時の生活基盤復旧は公共性・緊急性が高い。

ウ．水道・ガス等の生活基盤維持の緊急通信が明示されている。

エ．通信内容が異なる。

答え・解説 正答：エ

ア：不適切。これは別の判断「重要通信の対象は警察・消防に限られるため該当しない。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：不適切。これは別の判断「私的な一般広告と同じ扱いである。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：不適切。これは別の判断「国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供など生活基盤を維持す...」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。

総合解説：公共の利益のための重要通信は、人命・治安・選挙・報道・気象・生活基盤など複数類型に整理される。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0029 3-1 電気通信事業法・施行規則 > 電気通信事業法施行規則 | 難易度：標準

- 「電気通信事業法施行規則」の手順・条件を点検する。学習目標「管理規程に含む重要通信・ふくそう対策を理解する」に照らして「重要通信の確保及びふくそう対策」を検証するとき、判断根拠として最も適切なものはどれか。
- ア．確実かつ安定的な役務提供のための管理方法として規定される。
 - イ．検閲禁止の原則に反する。
 - ウ．事業用設備の管理規程事項ではない。
 - エ．設備管理規程の法定項目ではない。

答え・解説 正答：ア

- ア：適切。提示された結論を支える根拠を直接説明している。
- イ：不適切。これは別の判断「利用者の私的通信内容の検閲方法」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
- ウ：不適切。これは別の判断「資格試験の採点方式」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
- エ：不適切。これは別の判断「端末の外装色の統一」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
- 総合解説：管理規程では設備の設計・工事・維持・運用、情報セキュリティ、重要通信、ふくそう等を体系的に管理する。正答根拠を言語化できると、類似概念や数値条件を入れ替えた出題にも対応しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0030 3-1 電気通信事業法・施行規則 > 電気通信事業法施行規則 | 難易度：基礎

- 「電気通信事業法施行規則」の理解確認で、学習目標は「管理規程の安定提供項目を理解する」である。ここで「利用者の通信内容を常時公開する手順」という判断が示されたとき、混同点を説明する記述として最も適切なものはどれか。
- ア．設備管理規程の技術・運用事項ではない。
 - イ．通信の秘密に反する。
 - ウ．事業用電気通信設備の管理方法ではない。
 - エ．現行規則は安定的な電気通信役務提供の観点からこれらを管理事項としている。

答え・解説 正答：イ

- ア：不適切。これは別の判断「端末販売価格、株価、役員報酬だけ」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
- イ：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。
- ウ：不適切。これは別の判断「広告デザイン、店舗内装、制服の色」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
- エ：不適切。これは別の判断「情報セキュリティ対策、緊急通報の確保、事業継続計画等」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
- 総合解説：設備管理はハードウェア保守だけでなく、情報セキュリティ、BCP、緊急通報等を含む。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0031 3-2 工事担任者・認定・有線電気通信法 > 工事担任者規則 | 難易度：基礎

「工事担任者規則」の学習項目「現行資格者証の種類を把握する」を復習している。受験者が「AI第一種、AI第二種、AI第三種、DD第一種、DD第三種だけ」を選んだ場合、この判断を退ける理由として最も直接的なものはどれか。

ア．アナログ及び第二級デジタル等も存在する。

イ．現行制度ではこの5種類が規定されている。

ウ．旧制度の区分を混在させている。

エ．別資格制度である。

答え・解説 正答：ウ

ア：不適切。これは別の判断「第一級デジタル通信と総合通信の2種類だけ」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：不適切。これは別の判断「第一級アナログ通信、第二級アナログ通信、第一級デジタル通信…」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。

エ：不適切。これは別の判断「電気通信主任技術者と無線従事者の2種類」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：旧AI・DD区分と現行の第一級／第二級アナログ・デジタル、総合通信を混同しない。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0032 3-2 工事担任者・認定・有線電気通信法 > 工事担任者規則 | 難易度：基礎

「第一級デジタル通信の工事範囲を理解する」という学習項目について、結論「デジタル伝送路設備に端末設備等を接続する工事。ただし総合デジタル通信用設備への接続工事を除く。」を採用した。この結論を支える根拠として最も適切な説明はどれか。

ア．第一級デジタル通信では当該工事は除外される。

イ．工事担任者規則の端末接続範囲とは異なる。

ウ．第一級デジタル通信の範囲ではない。

エ．第一級デジタル通信の法定工事範囲である。

答え・解説 正答：エ

ア：不適切。これは別の判断「総合デジタル通信用設備への接続工事だけ」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：不適切。これは別の判断「すべての無線局の送信設備工事」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：不適切。これは別の判断「アナログ伝送路設備への接続工事だけ」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：適切。提示された結論を支える根拠を直接説明している。

総合解説：令和8年度第1回でも第一級デジタル通信の範囲がそのまま出題されている。正答根拠を言語化できるようにすると、類似概念や数値条件を入れ替えた出題にも対応しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0033

3-2 工事担任者・認定・有線電気通信法 > 工事担任者規則 | 難易度：標準

「第二級デジタル通信の速度上限を理解する」を確認する答案に「毎秒10メガビット以下」と記されていた。内容を訂正する際の指摘として最も適切なものはどれか。

ア．現行規則の上限ではない。

イ．第二級には速度・用途の範囲制限がある。

ウ．主としてインターネットに接続するための回線に係るものに限り、毎秒1ギガビット以下が条件である。

エ．現行規則の上限を超える。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。

イ：不適切。これは別の判断「速度制限は一切ない」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：不適切。これは別の判断「毎秒1ギガビット以下」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：不適切。これは別の判断「毎秒100ギガビット以下」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：第二級デジタル通信は「1 Gbit/s以下」「主としてインターネット接続用回線」という二つの条件が重要である。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0034

3-2 工事担任者・認定・有線電気通信法 > 工事担任者規則 | 難易度：標準

「工事担任者規則」の手順・条件を点検する。学習目標「第二級デジタル通信の用途条件を理解する」に照らして「主としてインターネットに接続するための回線に係る工事であること。」を検証するとき、判断根拠として最も適切なものはどれか。

ア．デジタル伝送路設備の資格である。

イ．速度が1 Gbit/s以下であるだけでなく、用途の条件も定められている。

ウ．当該接続は第二級デジタル通信の範囲から除外される。

エ．用途条件が明記されている。

答え・解説

正答：イ

ア：不適切。これは別の判断「必ずアナログ電話専用回線であること。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：適切。提示された結論を支える根拠を直接説明している。

ウ：不適切。これは別の判断「必ず総合デジタル通信用設備への接続であること。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：不適切。これは別の判断「回線の用途は一切問わないこと。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：速度条件だけを見て第二級範囲と判断しないことが重要である。正答根拠を言語化できるようにすると、類似概念や数値条件を入れ替えた出題にも対応しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0035

3-2 工事担任者・認定・有線電気通信法 > 工事担任者規則 | 難易度：標準

「工事担任者規則」の理解確認で、学習目標は「総合通信の工事範囲を理解する」である。ここで「デジタル伝送路設備のうち1 Gbit/s以下だけ」という判断が示されたとき、混同点を説明する記述として最も適切なものはどれか。

ア．総合通信はアナログ・デジタル双方を包含する広い区分である。

イ．資格制度の趣旨と逆である。

ウ．第二級デジタル通信の条件と混同している。

エ．総合通信はデジタルも含む。

答え・解説

正答：ウ

ア：不適切。これは別の判断「アナログ伝送路設備又はデジタル伝送路設備に端末設備等を接続…」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：不適切。これは別の判断「端末設備の接続工事は一切できない」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。

エ：不適切。これは別の判断「アナログ伝送路設備だけ」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：総合通信は現行工事担任者資格の中で最も広い端末接続工事範囲を持つ。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0036

3-2 工事担任者・認定・有線電気通信法 > 工事担任者規則 | 難易度：標準

「工事担任者規則」の学習項目「第一級アナログ通信の範囲を理解する」を復習している。受験者が「第二級デジタル通信と完全に同じ範囲である。」を選んだ場合、この判断を退ける理由として最も直接的なものはどれか。

ア．第一級アナログ通信はアナログ設備と総合デジタル通信用設備への接続工事を対象とする。

イ．第一級デジタル通信・総合通信との関係を混同している。

ウ．第一級アナログ通信等の範囲に含まれる。

エ．資格区分ごとに範囲が異なる。

答え・解説

正答：エ

ア：不適切。これは別の判断「アナログ伝送路設備への接続工事に加え、総合デジタル通信用設備…」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：不適切。これは別の判断「デジタル伝送路設備の全てだけを対象とする。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：不適切。これは別の判断「総合デジタル通信用設備への接続は全資格で禁止される。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。

総合解説：アナログ系資格と総合デジタル通信用設備の関係は、デジタル系資格の除外規定と対比して覚える。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0037

3-2 工事担任者・認定・有線電気通信法 > 工事担任者規則 | 難易度：応用

「第二級アナログ通信の現行範囲を理解する」という学習項目について、結論「アナログ伝送路設備では端末設備に収容される回線数が1のもの、総合デジタル通信用設備では基本インタフェースで1のものに限る。」を採用した。この結論を支える根拠として最も適切な説明はどれか。

- ア．現行規則では第二級アナログ通信の範囲はこのように限定されている。
- イ．旧制度・過去の範囲と混同した記述で、現行規則では1に限定される。
- ウ．第二級には範囲制限がある。
- エ．第二級アナログ通信の範囲ではない。

答え・解説

正答：ア

- ア：適切。提示された結論を支える根拠を直接説明している。
- イ：不適切。これは別の判断「アナログ伝送路設備で回線数50以下、総合デジタル通信で基本…」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
- ウ：不適切。これは別の判断「回線数の制限は一切ない。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
- エ：不適切。これは別の判断「デジタル伝送路設備の10 Gbit/s以下だけを対象とする。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：制度改正前の数字をそのまま覚え続けないこと。2026年現行のe-Gov条文で確認する。正答根拠を言語化できるようにすると、類似概念や数値条件を入れ替えた出題にも対応しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0038

3-2 工事担任者・認定・有線電気通信法 > 工事担任者規則 | 難易度：基礎

「専用設備への接続で工事担任者不要となる場合を理解する」を確認する答案に「技術基準に適合しない端末を接続するとき」と記されていた。内容を訂正する際の指摘として最も適切なものはどれか。

- ア．規則に明記されている。
- イ．不適合端末だから工事担任者不要になるわけではない。
- ウ．資格者証紛失は工事担任者不要事由ではない。
- エ．原則として資格範囲に応じた工事担任者制度が適用される。

答え・解説

正答：イ

- ア：不適切。これは別の判断「専用設備に端末設備又は自営電気通信設備を接続するとき。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
- イ：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。
- ウ：不適切。これは別の判断「資格者証を紛失した者が工事するとき」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
- エ：不適切。これは別の判断「すべての一般公衆網への接続工事」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：工事担任者不要工事は、専用設備、告示対象の船舶・航空機端末、適合表示端末等の告示方式接続などである。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0039 3-2 工事担任者・認定・有線電気通信法 > 工事担任者規則 | 難易度：標準

「工事担任者規則」の手順・条件を点検する。学習目標「船舶・航空機端末の例外を理解する」に照らして「船舶又は航空機に設置する端末設備のうち、総務大臣が告示するものを接続するとき。」を検証するとき、判断根拠として最も適切なものはどれか。

ア．規則は両方を対象とする。

イ．総務大臣が告示するものに限る。

ウ．船舶・航空機に設置する全端末が無条件で対象ではなく、告示対象に限る。

エ．規則は船舶又は航空機としている。

答え・解説 正答：ウ

ア：不適切。これは別の判断「航空機に限り、船舶は対象外。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：不適切。これは別の判断「船舶又は航空機の端末設備なら種類を問わずすべて。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：適切。提示された結論を支える根拠を直接説明している。

エ：不適切。これは別の判断「船舶に限り、航空機は対象外。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：令和8年度第1回で正しい肢として出題された論点である。正答根拠を言語化できるようにすると、類似概念や数値条件を入れ替えた出題にも対応しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0040 3-2 工事担任者・認定・有線電気通信法 > 工事担任者規則 | 難易度：標準

「工事担任者規則」の理解確認で、学習目標は「適合表示端末機器の告示方式接続を理解する」である。ここで「端末価格が一定額以下であればよい。」という判断が示されたとき、混同点を説明する記述として最も適切なものはどれか。

ア．法令上の告示方式等の条件が必要である。

イ．製造国による一律例外ではない。

ウ．適合表示があるだけで全ての工事が自動的に不要になるのではなく、告示方式による接続が条件となる。

エ．価格は工事担任者不要要件ではない。

答え・解説 正答：エ

ア：不適切。これは別の判断「利用者が自分で接続したいと希望しただけでよい。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：不適切。これは別の判断「外国製品であれば無条件に不要となる。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：不適切。これは別の判断「総務大臣が別に告示する方式により接続する場合」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。

総合解説：不要工事は条件付き例外であり、適合表示端末機器でも接続方式まで確認する。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0041

3-2 工事担任者・認定・有線電気通信法 > 工事担任者規則 | 難易度：標準

「工事担任者規則」の学習項目「資格者の知識技能向上努力を理解する」を復習している。受験者が「営業・広告技能だけを向上させる。」を選んだ場合、この判断を退ける理由として最も直接的なものはどれか。

ア．工事担任者の法定努力義務の内容ではない。

イ．令和8年度問題では、このように対象を事業用設備とする記述が誤りとなる。

ウ．規則は向上努力を求めている。

エ．対象は「端末設備等の接続」に関する知識・技術である。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。

イ：不適切。これは別の判断「事業用電気通信設備だけの接続知識を向上させる。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：不適切。これは別の判断「一度資格を取れば知識・技術の更新は不要である。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：不適切。これは別の判断「端末設備等の接続に関する知識及び技術の向上を図るよう努める。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：技術の変化が速い分野であり、資格取得後も端末接続の知識・技術向上が求められる。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0042

3-2 工事担任者・認定・有線電気通信法 > 工事担任者規則 | 難易度：基礎

「資格者証の再交付事由を理解する」という学習項目について、結論「資格者証を失い、又は汚した場合」を採用した。この結論を支える根拠として最も適切な説明はどれか。

ア．勤務先変更自体が資格者証再交付の必須事由ではない。

イ．紛失・汚損は再交付の典型的事由である。

ウ．住所変更だけを理由とする再交付とするのは誤りで、公式問題でもひっかけとして出されている。

エ．再交付事由ではない。

答え・解説

正答：イ

ア：不適切。これは別の判断「勤務先を変更した場合は必ず再交付」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：適切。提示された結論を支える根拠を直接説明している。

ウ：不適切。これは別の判断「住所が変わっただけの場合」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：不適切。これは別の判断「試験科目を一つ勉強し直した場合」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：再交付の要件と、単なる住所・勤務先変更を混同しない。正答根拠を言語化できるようにすると、類似概念や数値条件を入れ替えた出題にも対応しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0043 3-2 工事担任者・認定・有線電気通信法 > 工事担任者規則 | 難易度：標準

「資格者証返納期限を理解する」を確認する答案に「返納期限は定められていない」と記されていた。内容を訂正する際の指摘として最も適切なものはどれか。

ア．公式問題で誤肢として使われる典型的な数字である。

イ．期限が長すぎる。

ウ．規則に期限が定められている。

エ．30日ではなく10日以内である。

答え・解説 正答：ウ

ア：不適切。これは別の判断「処分を受けた日から30日以内」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：不適切。これは別の判断「処分を受けた日から1年以内」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。

エ：不適切。これは別の判断「処分を受けた日から10日以内」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：資格者証の再交付後に、失った旧資格者証を発見した場合の返納も同様に10日以内とされる。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0044 3-2 工事担任者・認定・有線電気通信法 > 工事担任者規則 | 難易度：応用

「工事担任者規則」の手順・条件を点検する。学習目標「工事担任者試験の科目構成を理解する」に照らして「電気通信技術の基礎、端末設備の接続のための技術及び理論、端末設備の接続に関する法規」を検証するとき、判断根拠として最も適切なものはどれか。

ア．3科目の学科試験がある。

イ．工事担任者試験の科目ではない。

ウ．技術及び理論の科目もある。

エ．現在の第一級デジタル通信はこの3科目で構成される。

答え・解説 正答：エ

ア：不適切。これは別の判断「実地試験だけで筆記科目はない」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：不適切。これは別の判断「電気工事士法規、建築法規、無線法規の3科目」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：不適切。これは別の判断「電気通信技術の基礎と法規の2科目だけ」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：適切。提示された結論を支える根拠を直接説明している。

総合解説：資格ブートキャンプの科目構成も、公式のこの3科目に対応している。正答根拠を言語化できるようにすると、類似概念や数値条件を入れ替えた出題にも対応しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0045

3-2 工事担任者・認定・有線電気通信法 > 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則 | 難易度：基礎

「端末機器の技術基準適合認定等に関する規則」の理解確認で、学習目標は「現行の対象端末機器区分を理解する」である。ここで「電気通信工事用工具だけ」という判断が示されたとき、混同点を説明する記述として最も適切なものはどれか。

- ア．工具は端末機器の認定区分ではない。
- イ．端末適合認定制度の対象区分を表していない。
- ウ．2025年1月施行の改正後、端末種別が整理されている。
- エ．旧区分をそのまま用いるのは現行制度に合わない。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。

イ：不適切。これは別の判断「無線局の送信機だけ」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：不適切。これは別の判断「固定電話端末、IP移動電話端末、専用通信回線設備等端末、そ...」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：不適切。これは別の判断「アナログ電話端末とISDN端末の2区分だけ」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：2025年1月1日施行の改正で端末種別と認定番号記号が整理されたため、古いA/C/D/E/F等の記号との混同に注意する。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0046

3-2 工事担任者・認定・有線電気通信法 > 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則 | 難易度：基礎

「端末機器の技術基準適合認定等に関する規則」の学習項目「固定電話端末の認定番号記号を理解する」を復習している。受験者が「H」を選んだ場合、この判断を退ける理由として最も直接的なものはどれか。

- ア．2025年1月施行の現行区分で固定電話端末はGである。
- イ．Hはインターネットプロトコル移動電話端末。
- ウ．Pは専用通信回線設備等端末。
- エ．Qはその他の端末機器。

答え・解説

正答：イ

ア：不適切。これは別の判断「G」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。

ウ：不適切。これは別の判断「P」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：不適切。これは別の判断「Q」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：令和8年度第1回でもGが固定電話端末であることが直接問われている。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0047

3-2 工事担任者・認定・有線電気通信法 > 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則 | 難易度：基礎

「IP移動電話端末の認定番号記号を理解する」という学習項目について、結論「H」を採用した。この結論を支える根拠として最も適切な説明はどれか。

- ア．Fは旧制度で用いられた記号であり、2025年以降の現行IP移動電話端末の記号ではない。
- イ．Pは現行の専用通信回線設備等端末を示す記号である。
- ウ．現行区分ではIP移動電話端末はHである。
- エ．Gは現行の固定電話端末を示す記号である。

答え・解説

正答：ウ

- ア：不適切。これは別の判断「F」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
- イ：不適切。これは別の判断「P」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
- ウ：適切。提示された結論を支える根拠を直接説明している。
- エ：不適切。これは別の判断「G」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：2025年改正後の記号はG・H・P・Qを基本として押さえる。正答根拠を言語化できると、類似概念や数値条件を入れ替えた出題にも対応しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0048

3-2 工事担任者・認定・有線電気通信法 > 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則 | 難易度：基礎

「専用通信回線設備等端末の認定番号記号を理解する」を確認する答案に「D」と記されていた。内容を訂正する際の指摘として最も適切なものはどれか。

- ア．Pは現行の専用通信回線設備等端末を示す記号である。
- イ．Hは現行のIP移動電話端末を示す記号である。
- ウ．Qは現行のその他の端末機器を示す記号である。
- エ．Dは旧制度の区分との混同であり、現行の専用通信回線設備等端末の記号ではない。

答え・解説

正答：エ

- ア：不適切。これは別の判断「P」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
- イ：不適切。これは別の判断「H」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
- ウ：不適切。これは別の判断「Q」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
- エ：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。

総合解説：旧制度のDなどと混同しないよう、2025年以降の現行記号を使う。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0049

3-2 工事担任者・認定・有線電気通信法＞端末機器の技術基準適合認定等に関する規則 | 難易度：標準

「端末機器の技術基準適合認定等に関する規則」の手順・条件を点検する。学習目標「その他端末の認定番号記号を理解する」に照らして「Q」を検証するとき、判断根拠として最も適切なものはどれか。

ア．現行の「その他の端末機器」はQで表される。

イ．現行4区分の基本記号ではない。

ウ．旧区分との混同。

エ．旧IP移動電話端末記号との混同。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。提示された結論を支える根拠を直接説明している。

イ：不適切。これは別の判断「A」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：不適切。これは別の判断「D」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：不適切。これは別の判断「F」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：現行の技術基準に係る認定・認証番号の種別記号はG/H/P/Qで整理される。正答根拠を言語化できるようにすると、類似概念や数値条件を入れ替えた出題にも対応しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0050

3-2 工事担任者・認定・有線電気通信法＞端末機器の技術基準適合認定等に関する規則 | 難易度：標準

「端末機器の技術基準適合認定等に関する規則」の理解確認で、学習目標は「登録認定機関の事業区分を理解する」である。ここで「固定電話端末／携帯電話端末／光端末の3区分だけ」という判断が示されたとき、混同点を説明する記述として最も適切なものはどれか。

ア．製造国による区分ではない。

イ．規則の事業区分とは異なる。

ウ．法定事業区分ではない。

エ．事業の区分はこの2区分である。

答え・解説

正答：イ

ア：不適切。これは別の判断「国内端末／外国端末の2区分」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。

ウ：不適切。これは別の判断「有線端末／無線端末／工具の3区分」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：不適切。これは別の判断「通話の用に供する端末機器／それ以外の端末機器」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：対象端末の種類区分と、登録認定機関の「事業の区分」を混同しない。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0051

3-2 工事担任者・認定・有線電気通信法 > 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則 | 難易度：基礎

「端末機器の技術基準適合認定等に関する規則」の学習項目「登録申請の提出先を理解する」を復習している。受験者が「端末利用者」を選んだ場合、この判断を退ける理由として最も直接的なものはどれか。

- ア．国の電気通信事業法に基づく登録であり提出先は総務大臣。
- イ．工事担任者試験の指定機関と端末認定機関登録を混同している。
- ウ．利用者が登録認定機関を登録する制度ではない。
- エ．登録申請は所定の様式により総務大臣へ提出する。

答え・解説

正答：ウ

- ア：不適切。これは別の判断「都道府県知事」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
- イ：不適切。これは別の判断「指定試験機関」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
- ウ：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。
- エ：不適切。これは別の判断「総務大臣」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：登録認定機関と工事担任者指定試験機関は別制度である。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0052

3-2 工事担任者・認定・有線電気通信法 > 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則 | 難易度：応用

「技術基準適合自己確認の主体と検証を理解する」という学習項目について、結論「製造業者又は輸入業者が、設計・試験・確認方法について所定の検証を行い、必要な届出を行う制度である。」を採用した。この結論を支える根拠として最も適切な説明はどれか。

- ア．自己確認の主体・検証方法とも誤り。
- イ．工事担任者に認定番号発行権限はない。
- ウ．特定端末機器について製造業者・輸入業者が行う制度である。
- エ．規則は製造業者又は輸入業者による特定端末機器の自己確認を定める。

答え・解説

正答：エ

- ア：不適切。これは別の判断「利用者が購入後に外観だけを確認すれば認定と同じ効力になる制...」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
- イ：不適切。これは別の判断「工事担任者が施工現場で認定番号を自由に発行する制度。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
- ウ：不適切。これは別の判断「登録認定機関しか利用できず製造業者・輸入業者は利用できない...」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
- エ：適切。提示された結論を支える根拠を直接説明している。

総合解説：技術基準適合認定、設計認証、自己確認は主体と手続が異なるため、制度ごとに整理する。正答根拠を言語化できるようにすると、類似概念や数値条件を入れ替えた出題にも対応しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0053

3-2 工事担任者・認定・有線電気通信法 > 有線電気通信法 | 難易度：基礎

「有線電気通信法の目的を理解する」を確認する答案に「無線局免許だけを規律すること。」と記されていた。内容を訂正する際の指摘として最も適切なものはどれか。

ア．有線電気通信設備の設置・使用を規律する法律である。

イ．法の目的ではない。

ウ．法の目的ではなく秘密保護の規定もある。

エ．「技術基準を確立すること」だけではなく、有線電気通信に関する秩序の確立が法目的である。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。

イ：不適切。これは別の判断「有線電気通信設備の販売価格を統一すること。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：不適切。これは別の判断「通信内容の検閲を促進すること。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：不適切。これは別の判断「有線電気通信設備の設置及び使用を規律し、有線電気通信に関す...」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：過去問では「秩序を確立」を「技術基準を確立」へ置換する誤肢が使われている。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0054

3-2 工事担任者・認定・有線電気通信法 > 有線電気通信法 | 難易度：基礎

「有線電気通信法」の手順・条件を点検する。学習目標「有線電気通信の定義を理解する」に照らして「送信場所と受信場所の間の線条その他の導体を利用し、電磁的方式で符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けること。」を検証するとき、判断根拠として最も適切なものはどれか。

ア．通信行為の定義ではない。

イ．有線の導体を利用することが定義上の特徴である。

ウ．有線電気通信の定義ではない。

エ．電磁的方式によらない。

答え・解説

正答：イ

ア：不適切。これは別の判断「端末機器を販売する行為。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：適切。提示された結論を支える根拠を直接説明している。

ウ：不適切。これは別の判断「無線電波だけを利用する通信。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：不適切。これは別の判断「郵便による文書配送。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：電気通信事業法の「電気通信」と比べ、有線電気通信法は線条その他の導体利用を明示する。正答根拠を言語化できるようにすると、類似概念や数値条件を入れ替えた出題にも対応しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0055

3-2 工事担任者・認定・有線電気通信法 > 有線電気通信法 | 難易度：標準

「有線電気通信法」の理解確認で、学習目標は「有線電気通信設備の定義を理解する」である。ここで「無線通信用の有線連絡線は必ず除外される。」という判断が示されたとき、混同点を説明する記述として最も適切なものはどれか。

ア．機械・器具・線路その他の電氣的設備を含む。

イ．無線通信用の有線連絡線も定義上含まれる。

ウ．条文は含むと明記している。

エ．有線電気通信を行うための電氣的設備ではない。

答え・解説

正答：ウ

ア：不適切。これは別の判断「線路だけで、機械や器具は含まれない。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：不適切。これは別の判断「有線電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備…」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。

エ：不適切。これは別の判断「事務所の机や椅子だけ。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：「無線通信用の有線連絡線を含む」点は定義問題で狙われやすい。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0056

3-2 工事担任者・認定・有線電気通信法 > 有線電気通信法 | 難易度：標準

「有線電気通信法」の学習項目「有線設備設置の届出期限を理解する」を復習している。受験者が「設置日の2年前まで」を選んだ場合、この判断を退ける理由として最も直接的なものはどれか。

ア．原則として工事開始前の届出が必要。

イ．工事を要しない場合は設置の日から2週間以内が原則である。

ウ．期限が異なる。

エ．そのような長期の事前期限ではない。

答え・解説

正答：エ

ア：不適切。これは別の判断「工事開始後であればいつでもよい」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：不適切。これは別の判断「設置工事の開始日の2週間前まで」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：不適切。これは別の判断「工事完成から1年以内」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。

総合解説：設置時は「工事あり＝開始2週間前」「工事なし＝設置日から2週間以内」を対比して覚える。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0057

3-2 工事担任者・認定・有線電気通信法 > 有線電気通信法 | 難易度：標準

「本邦外にわたる有線設備の原則を理解する」という学習項目について、結論「電気通信事業者が事業用として設置する場合を除き原則禁止だが、特別の事由があり総務大臣の許可を受けた場合は例外となる。」を採用した。この結論を支える根拠として最も適切な説明はどれか。

- ア．法の原則と例外である。
- イ．許可主体は総務大臣。
- ウ．原則禁止の規定がある。
- エ．事業用設備としての設置は除外されている。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。提示された結論を支える根拠を直接説明している。

イ：不適切。これは別の判断「例外許可は都道府県知事が行う。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：不適切。これは別の判断「誰でも届出なしで自由に設置できる。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：不適切。これは別の判断「電気通信事業者であっても事業用設備を絶対に設置できない。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：国際有線設備は「事業者の事業用設備」と「特別の事由＋総務大臣許可」を区別する。正答根拠を言語化できるようにすると、類似概念や数値条件を入れ替えた出題にも対応しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0058

3-2 工事担任者・認定・有線電気通信法 > 有線電気通信法 | 難易度：標準

「有線設備の技術基準目的を理解する」を確認する答案に「資格試験を年4回行うこと / 教材を無料配布すること」と記されていた。内容を訂正する際の指摘として最も適切なものはどれか。

- ア．技術基準の目的ではない。
- イ．設備技術基準とは関係しない。
- ウ．この二つが技術基準により確保すべき事項である。
- エ．法の技術基準とは無関係。

答え・解説

正答：イ

ア：不適切。これは別の判断「利用料金を全国同額にすること / 端末メーカーを統一すること」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。

ウ：不適切。これは別の判断「他人の有線電気通信設備に妨害を与えないこと / 人体に危害を及...」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：不適切。これは別の判断「通信内容を検閲すること / 広告を増やすこと」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：令和8年度問題では「他人の設置する有線電気通信設備に妨害を与えない」が直接問われている。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0059

3-2 工事担任者・認定・有線電気通信法 > 有線電気通信法 | 難易度：応用

「有線電気通信法」の手順・条件を点検する。学習目標「有線設備の立入検査の限界を理解する」に照らして「職員は身分証明書を携帯・提示し、検査権限は犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。」を検証するとき、判断根拠として最も適切なものはどれか。

- ア．必要な限度で設備又は帳簿書類を検査できる。
- イ．総務大臣の職員による立入検査制度がある。
- ウ．行政上の設備検査と犯罪捜査は区別される。
- エ．法の規定と逆である。

答え・解説

正答：ウ

ア：不適切。これは別の判断「設備検査では帳簿書類を確認することは一切できない。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：不適切。これは別の判断「検査は裁判所だけが行える。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：適切。提示された結論を支える根拠を直接説明している。

エ：不適切。これは別の判断「身分証明書は不要で、犯罪捜査目的にも自由に利用できる。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：立入検査の権限・証明書・犯罪捜査との区別は法規試験の定番論点である。正答根拠を言語化できるようにすると、類似概念や数値条件を入れ替えた出題にも対応しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0060

3-2 工事担任者・認定・有線電気通信法 > 有線電気通信法 | 難易度：応用

「有線電気通信法」の理解確認で、学習目標は「技術基準不適合設備への措置を理解する」である。ここで「利用者の端末価格を変更すること」という判断が示されたとき、混同点を説明する記述として最も適切なものはどれか。

- ア．妨害・危害・損傷の防止又は除去に必要な限度で命令できる。
- イ．行政上の改善措置が法に規定されている。
- ウ．法に措置命令がある。
- エ．技術基準不適合設備の改善措置ではない。

答え・解説

正答：エ

ア：不適切。これは別の判断「必要な限度で設備の使用停止、改造、修理その他の措置」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：不適切。これは別の判断「必ず設備所有者を刑事処罰することだけ」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：不適切。これは別の判断「設備の問題を無視して何もできない」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。

総合解説：有線電気通信法では技術基準→検査→不適合時の改善等措置という流れで整理する。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0061

3-3 端末設備等規則（共通）> 用語・責任分界・安全性 | 難易度：基礎

「用語・責任分界・安全性」の学習項目「固定電話用設備の現行定義を理解する」を復習している。受験者が「緊急通報番号を利用できる設備はすべて固定電話用設備である。」を選んだ場合、この判断を退ける理由として最も直接的なものはどれか。

- ア．緊急通報機能だけで定義されるものではない。
- イ．緊急通報番号を使う設備という定義ではなく、固定電話番号を用いる音声伝送役務が基準となる。
- ウ．移動電話用設備等との区別がある。
- エ．固定電話用設備の定義ではない。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。

イ：不適切。これは別の判断「固定電話番号を使用して提供する音声伝送役務の用に供する電話…」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：不適切。これは別の判断「電波を使用する電話用設備はすべて固定電話用設備である。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：不適切。これは別の判断「デジタルデータ伝送用設備だけをいう。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：令和7年度第2回の公式問題でも固定電話用設備の定義が直接問われている。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0062

3-3 端末設備等規則（共通）> 用語・責任分界・安全性 | 難易度：基礎

「IP移動電話用設備の定義を理解する」という学習項目について、結論「所定の音声伝送携帯電話番号を使用する移動電話用設備で、端末設備等との接続にインターネットプロトコルを使用するもの」を採用した。この結論を支える根拠として最も適切な説明はどれか。

- ア．移動電話用設備との接続に関する定義とは異なる。
- イ．移動電話用設備のうちIPを接続に用いるものとして定義される。
- ウ．別の設備区分である。
- エ．IP移動電話用設備の定義ではない。

答え・解説

正答：イ

ア：不適切。これは別の判断「端末設備内のコードレス子機間通信だけをいう。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：適切。提示された結論を支える根拠を直接説明している。

ウ：不適切。これは別の判断「専用通信回線設備と同義」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：不適切。これは別の判断「固定電話番号だけを利用する有線専用設備」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：移動電話用設備、IP移動電話用設備、IP移動電話端末を区別して覚える。正答根拠を言語化できるようにすると、類似概念や数値条件を入れ替えた出題にも対応しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0063

3-3 端末設備等規則（共通）> 用語・責任分界・安全性 | 難易度：標準

「IP移動電話端末の定義を理解する」を確認する答案に「IP移動電話用設備又はデジタルデータ伝送用設備のどちらかに接続される端末すべて」と記されていた。内容を訂正する際の指摘として最も適切なものはどれか。

ア．法定定義は接続先のIP移動電話用設備による。

イ．IP移動電話端末ではない。

ウ．令和8年度問題で使われた誤りの形で、現行定義はIP移動電話用設備に接続される端末。

エ．デジタルデータ伝送用設備まで含める記述は誤りである。

答え・解説

正答：ウ

ア：不適切。これは別の判断「端末設備内で電波を使うコードレス子機だけ」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：不適切。これは別の判断「固定電話用設備にだけ接続される端末」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。

エ：不適切。これは別の判断「端末設備であって、インターネットプロトコル移動電話用設備に…」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：2025年以降の定義・端末種別改正を踏まえ、古い教材の表現を混在させない。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0064

3-3 端末設備等規則（共通）> 用語・責任分界・安全性 | 難易度：標準

「用語・責任分界・安全性」の手順・条件を点検する。学習目標「専用通信回線設備の定義を理解する」に照らして「特定の利用者に当該設備を専用させる電気通信役務の用に供する電気通信回線設備」を検証するとき、判断根拠として最も適切なものはどれか。

ア．専用通信回線設備の特徴と逆である。

イ．別の設備区分である。

ウ．設備と端末機器を混同している。

エ．特定利用者による専用利用を目的とする設備である。

答え・解説

正答：エ

ア：不適切。これは別の判断「不特定多数の利用者が必ず共同利用する公衆設備」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：不適切。これは別の判断「無線呼出用設備と同義」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：不適切。これは別の判断「固定電話端末そのもの」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：適切。提示された結論を支える根拠を直接説明している。

総合解説：専用通信回線設備と専用通信回線設備等端末は、設備側と端末側の用語として区別する。正答根拠を言語化できるようにすると、類似概念や数値条件を入れ替えた出題にも対応しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0065

3-3 端末設備等規則（共通）> 用語・責任分界・安全性 | 難易度：標準

「用語・責任分界・安全性」の理解確認で、学習目標は「デジタルデータ伝送用設備の定義を理解する」である。ここで「専らアナログ音声だけを伝送する設備」という判断が示されたとき、混同点を説明する記述として最も適切なものはどれか。

- ア．定義に反する。
- イ．電気通信役務の用に供する設備ではない。
- ウ．電気通信回線設備の定義である。
- エ．専ら符号又は影像の伝送交換を目的とする。

答え・解説

正答：ア

- ア：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。
- イ：不適切。これは別の判断「電力供給だけを目的とする設備」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
- ウ：不適切。これは別の判断「端末機器の筐体だけ」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
- エ：不適切。これは別の判断「デジタル方式により、専ら符号又は影像の伝送交換を目的とする…」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：音声中心の電話用設備との違いを意識する。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0066

3-3 端末設備等規則（共通）> 用語・責任分界・安全性 | 難易度：基礎

「用語・責任分界・安全性」の学習項目「分界点設置の目的を理解する」を復習している。受験者が「料金を自動計算するためだけ。」を選んだ場合、この判断を退ける理由として最も直接的なものはどれか。

- ア．メーカー限定のための規定ではない。
- イ．責任分界が法定目的である。
- ウ．分界点の目的ではない。
- エ．分界点は設備責任範囲を明確化するために設ける。

答え・解説

正答：イ

- ア：不適切。これは別の判断「端末メーカーを限定するため。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
- イ：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。
- ウ：不適切。これは別の判断「通信内容を検閲するため。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
- エ：不適切。これは別の判断「端末設備と事業用電気通信設備との責任の分界を明確にするため。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：責任の分界は電気通信事業法の技術基準目的と端末設備等規則の具体的規定が対応している。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0067 3-3 端末設備等規則（共通）> 用語・責任分界・安全性 | 難易度：標準

「分界点での切離し要件を理解する」という学習項目について、結論「端末設備を電気通信回線ごとに事業用電気通信設備から容易に切り離せること。」を採用した。この結論を支える根拠として最も適切な説明はどれか。

ア．規則と逆である。

イ．電気通信回線ごとの切離しが求められる。

ウ．障害切分けや責任分界の明確化につながる。

エ．そのような要件ではない。

答え・解説 正答：ウ

ア：不適切。これは別の判断「端末設備を事業用設備から永久に切り離せない構造にする。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：不適切。これは別の判断「全回線を一括してしか切り離せないことを必須とする。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：適切。提示された結論を支える根拠を直接説明している。

エ：不適切。これは別の判断「接続点を利用者から一切確認できないこと。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：「電気通信回線ごと」「容易に切り離せる」が重要語句である。正答根拠を言語化できると、類似概念や数値条件を入れ替えた出題にも対応しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0068 3-3 端末設備等規則（共通）> 用語・責任分界・安全性 | 難易度：標準

「漏えい通信の識別禁止を理解する」を確認する答案に「電源投入時に自己診断する機能」と記されていた。内容を訂正する際の指摘として最も適切なものはどれか。

ア．規則が禁止するのは漏えい通信内容を意図的に識別する機能である。

イ．漏えい通信の内容を意図的に識別する機能は禁止される。

ウ．一般的な端末機能であり、この禁止規定の対象ではない。

エ．禁止される機能ではない。

答え・解説 正答：エ

ア：不適切。これは別の判断「障害ログを保存する機能すべて」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：不適切。これは別の判断「事業用電気通信設備から漏えいする通信の内容を意図的に識別す...」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：不適切。これは別の判断「受信した自分宛てデータを正常に処理する機能」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。

総合解説：法定表現の「意図的に識別する」を正確に押さえる。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0069 3-3 端末設備等規則（共通）> 用語・責任分界・安全性 | 難易度：応用

「用語・責任分界・安全性」の手順・条件を点検する。学習目標「鳴音の定義と防止を理解する」に照らして「鳴音」を検証するとき、判断根拠として最も適切なものはどれか。

ア．鳴音は電氣的又は音響的結合により生じる発振状態である。

イ．無線設備を識別する符号であり発振現象ではない。

ウ．他回線等の信号が不要に結合する現象で、法定の鳴音定義とは異なる。

エ．人間の聴覚率を考慮した実効的雑音電力の概念である。

答え・解説 正答：ア

ア：適切。提示された結論を支える根拠を直接説明している。

イ：不適切。これは別の判断「識別符号」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：不適切。これは別の判断「漏話」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：不適切。これは別の判断「評価雑音」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：端末設備は鳴音の発生を防止するため、告示で定める条件を満たす必要がある。正答根拠を言語化できるようにすると、類似概念や数値条件を入れ替えた出題にも対応しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0070 3-3 端末設備等規則（共通）> 用語・責任分界・安全性 | 難易度：応用

「用語・責任分界・安全性」の理解確認で、学習目標は「過大音響衝撃防止を理解する」である。ここで「全通話内容を録音する機能」という判断が示されたとき、混同点を説明する記述として最も適切なものはどれか。

ア．安全性要件と逆である。

イ．過大音響衝撃防止の要件ではない。

ウ．安全性要件の一つである。

エ．分界点の要件と逆である。

答え・解説 正答：イ

ア：不適切。これは別の判断「通話中に必ず最大音量へ固定する機能」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。

ウ：不適切。これは別の判断「通話中に受話器から過大な音響衝撃が発生することを防止する機能」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：不適切。これは別の判断「端末を事業用設備から切り離せなくする機能」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：安全性等の共通規定は、漏えい通信、鳴音、絶縁、音響衝撃、配線設備等で構成される。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0071 3-3 端末設備等規則（共通）> 漏話・絶縁・過電圧等の共通条件 | 難易度：基礎

「漏話・絶縁・過電圧等の共通条件」の学習項目「現行の絶縁抵抗値を理解する」を復習している。受験者が「1 kΩ以上」を選んだ場合、この判断を退ける理由として最も直接的なものはどれか。

ア．金属製の台・筐体の接地抵抗上限に関する値である。

イ．2025年1月施行の改正後、250 V以下では2 MΩ以上が現行基準である。

ウ．現行の絶縁抵抗基準ではない。

エ．旧基準との混同であり現行値ではない。

0072 3-3 端末設備等規則（共通）> 漏話・絶縁・過電圧等の共通条件 | 難易度：基礎

「現行の絶縁耐力を理解する」という学習項目について、結論「2,500 Vの電圧を連続して1分間加えたときに耐えること。」を採用した。この結論を支える根拠として最も適切な説明はどれか。

ア．現行基準を満たさない。

イ．現行の規定ではない。

ウ．旧制度等との混同。

エ．2025年改正後の現行基準である。

答え・解説 正答：ウ

ア：不適切。これは別の判断「100 Ω以下」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：不適切。これは別の判断「2 MΩ以上」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。

エ：不適切。これは別の判断「0.2 MΩ以上」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：端末設備等規則の絶縁規定は2025年に改正されたため、古い0.2 MΩ等を正答として使わない。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

答え・解説 正答：エ

ア：不適切。これは別の判断「100 Vを1秒間」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：不適切。これは別の判断「750 Vを15分間」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：不適切。これは別の判断「使用電圧の1.5倍を20分間」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：適切。提示された結論を支える根拠を直接説明している。

総合解説：令和7年度第2回公式問題でも「2,500 Vを連続して1分間」が問われている。正答根拠を言語化できるようにすると、類似概念や数値条件を入れ替えた出題にも対応しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0073 3-3 端末設備等規則（共通）> 漏話・絶縁・過電圧等の共通条件 | 難易度：標準

「金属製台・筐体の接地条件を理解する」を確認する答案に「1 MΩ以上」と記されていた。内容を訂正する際の指摘として最も適切なものはどれか。

ア．配線設備等の絶縁抵抗に関係する値であり接地抵抗ではない。

イ．安全な場所に危険のないよう設置する場合の例外はあるが、原則は100 Ω以下。

ウ．単位・値とも接地抵抗基準として誤り。

エ．250 V以下の絶縁抵抗の基準。

答え・解説 正答：ア

ア：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。

イ：不適切。これは別の判断「100 Ω以下」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：不適切。これは別の判断「0.2 MΩ以下」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：不適切。これは別の判断「2 MΩ以上」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：接地抵抗と絶縁抵抗は目的も基準方向も異なるため混同しない。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0074 3-3 端末設備等規則（共通）> 漏話・絶縁・過電圧等の共通条件 | 難易度：標準

「漏話・絶縁・過電圧等の共通条件」の手順・条件を点検する。学習目標「評価雑音電力の基準を理解する」に照らして「定常時 - 64 dB以下、最大時 - 58 dB以下」を検証するとき、判断根拠として最も適切なものはどれか。

ア．法定基準と異なる。

イ．人間の聴覚率を考慮した実効的雑音電力についてこの基準が定められている。

ウ．最大時の基準も定められている。

エ．大小関係を逆にしている。

答え・解説 正答：イ

ア：不適切。これは別の判断「定常時0 dB以下、最大時 + 10 dB以下」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：適切。提示された結論を支える根拠を直接説明している。

ウ：不適切。これは別の判断「定常時 - 20 dB以下だけで最大時基準はない」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：不適切。これは別の判断「定常時 - 58 dB以下、最大時 - 64 dB以下」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：評価雑音電力は誘導によるものを含み、規定の絶対レベルで評価する。正答根拠を言語化できるようにすると、類似概念や数値条件を入れ替えた出題にも対応しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0075 3-3 端末設備等規則（共通）> 漏話・絶縁・過電圧等の共通条件 | 難易度：標準

「漏話・絶縁・過電圧等の共通条件」の理解確認で、学習目標は「配線設備等の絶縁抵抗測定条件を理解する」である。ここで「測定電圧の規定はなく、導通だけ確認すればよい」という判断が示されたとき、混同点を説明する記述として最も適切なものはどれか。

ア．令和7年度第2回では測定電圧の数値が直接問われている。

イ．現行基準ではない。

ウ．絶縁抵抗の測定条件が定められている。

エ．電圧種別・抵抗値とも異なる。

0076 3-3 端末設備等規則（共通）> 漏話・絶縁・過電圧等の共通条件 | 難易度：標準

「漏話・絶縁・過電圧等の共通条件」の学習項目「強電流電線との関係を理解する」を復習している。受験者が「端末設備等規則だけを見ればよく、有線電気通信設備令は関係しない。」を選んだ場合、この判断を退ける理由として最も直接的なものはどれか。

ア．安全・誘導障害の観点から不適切。

イ．法令上の技術基準がある。

ウ．強電流電線との離隔・交差等是有線電気通信設備令の規定に従う。

エ．規則は設備令の所定条項への適合を求める。

答え・解説 正答：ウ

ア：不適切。これは別の判断「直流200 V以上の一の電圧で測定した値が1 MΩ以上」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：不適切。これは別の判断「直流50 Vで測定し0.1 MΩ以上」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。

エ：不適切。これは別の判断「交流200 Vで測定し100 Ω以下」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：端末機器の絶縁抵抗2 MΩと、配線設備等の絶縁抵抗1 MΩを区別する。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

答え・解説 正答：エ

ア：不適切。これは別の判断「強電流電線に通信線を必ず密着させる。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：不適切。これは別の判断「電線相互の関係は利用者が自由に決める。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：不適切。これは別の判断「有線電気通信設備令の所定規定に適合すること。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。

総合解説：端末設備等規則の共通配線条件と、有線電気通信設備令の物理施工条件は相互に関連する。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0077 3-3 端末設備等規則（共通）> 漏話・絶縁・過電圧等の共通条件 | 難易度：標準

「配線設備のネットワーク保護条件を理解する」という学習項目について、結論「事業用電気通信設備を損傷し又は機能に障害を与えないため、総務大臣が告示で設置方法を定める場合はその方法による。」を採用した。この結論を支える根拠として最も適切な説明はどれか。

ア．事業者が独自に定めれば足りる、という規定ではない。

イ．法令・告示条件を満たす必要がある。

ウ．設備損傷・機能障害防止が目的である。

エ．法定表現と異なる。

答え・解説 正答：ア

ア：適切。提示された結論を支える根拠を直接説明している。

イ：不適切。これは別の判断「利用者が施工日ごとに自由な方法を決める。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：不適切。これは別の判断「事業用設備を損傷しても通信できれば適合する。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：不適切。これは別の判断「電気通信事業者が独自に技術条件を決めれば総務大臣の告示は無…」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：過去問では「電気通信事業者が自ら定める」と置き換える誤肢が使われる。正答根拠を言語化できるようにすると、類似概念や数値条件を入れ替えた出題にも対応しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0078 3-3 端末設備等規則（共通）> 漏話・絶縁・過電圧等の共通条件 | 難易度：基礎

「専用通信回線設備等端末の漏話基準を理解する」を確認する答案に「100 Hzにおいて10 dB以上」と記されていた。内容を訂正する際の指摘として最も適切なものはどれか。

ア．漏話減衰量基準が定められている。

イ．規定値と異なる。

ウ．複数回線端末の相互漏話を抑えるための基準である。

エ．方向・値とも異なる。

答え・解説 正答：イ

ア：不適切。これは別の判断「周波数・減衰量の基準は一切ない」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。

ウ：不適切。これは別の判断「1,500 Hzにおいて70 dB以上」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：不適切。これは別の判断「1,500 Hzにおいて20 dB以下」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：漏話減衰量は値が大きいほど回線間の結合が小さく、隔離が良いことを意味する。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0079

3-3 端末設備等規則（共通）> 漏話・絶縁・過電圧等の共通条件 | 難易度：応用

「漏話・絶縁・過電圧等の共通条件」の手順・条件を点検する。学習目標「直流電圧重畳の原則を理解する」に照らして「原則として直流電圧を加えてはならないが、総務大臣告示の条件で直流重畳が認められる場合は例外となる。」を検証するとき、判断根拠として最も適切なものはどれか。

ア．原則禁止である。

イ．そのような一律数値例外ではない。

ウ．専用通信回線設備等端末の一般的な電氣的条件である。

エ．技術条件により判断する。

答え・解説

正答：ウ

ア：不適切。これは別の判断「どのような条件でも自由に直流電圧を加えてよい。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：不適切。これは別の判断「直流電圧は1 V未満なら法令上無条件で許される。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：適切。提示された結論を支える根拠を直接説明している。

エ：不適切。これは別の判断「直流重畳の可否は端末販売価格で決まる。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：PoEなど直流重畳を使う技術もあるため、法令は告示条件による例外を設けている。正答根拠を言語化できるようにすると、類似概念や数値条件を入れ替えた出題にも対応しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0080

3-3 端末設備等規則（共通）> 漏話・絶縁・過電圧等の共通条件 | 難易度：応用

「漏話・絶縁・過電圧等の共通条件」の理解確認で、学習目標は「複数の絶縁基準を事例で適用できる」である。ここで「端末機器は100 Ω以下、配線は2 MΩ以下。」という判断が示されたとき、混同点を説明する記述として最も適切なものはどれか。

ア．現行基準に合わない。

イ．端末機器本体の絶縁基準と配線設備等の絶縁基準は別に定められている。

ウ．双方に規定がある。

エ．接地抵抗等と混同し、方向も誤っている。

答え・解説

正答：エ

ア：不適切。これは別の判断「端末機器は旧0.2 MΩ以上、配線は直流75 Vで1 MΩ…」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：不適切。これは別の判断「端末機器の所定部分は2 MΩ以上、配線設備等の電線相互間・…」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：不適切。これは別の判断「端末機器・配線とも絶縁抵抗の規定はない。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。

総合解説：法改正後の数値を使い、端末本体と配線設備等を分けて覚えることが重要である。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0081 3-3 端末設備等規則（共通）> 識別符号・電波利用端末等 | 難易度：基礎

「識別符号・電波利用端末等」の学習項目「端末設備内無線の識別符号を理解する」を復習している。受験者が「使用する電波の周波数そのもの」を選んだ場合、この判断を退ける理由として最も直接的なものはどれか。

ア．周波数を識別する符号ではなく無線設備を識別する。

イ．通信内容を識別するための符号ではない。

ウ．通信路設定時に照合される、無線設備を識別するための符号である。

エ．識別符号の法定定義ではない。

0082 3-3 端末設備等規則（共通）> 識別符号・電波利用端末等 | 難易度：基礎

「識別符号の照合タイミングを理解する」という学習項目について、結論「通信路の設定に当たって」を採用した。この結論を支える根拠として最も適切な説明はどれか。

ア．通信路設定のための符号であり廃棄後ではない。

イ．識別符号の定義に、通信路設定時の照合が含まれる。

ウ．識別符号の法定目的とは異なる。

エ．試験受験とは無関係である。

答え・解説 正答：ア

ア：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。

イ：不適切。これは別の判断「通信内容の種類」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：不適切。これは別の判断「端末設備に使用される無線設備」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：不適切。これは別の判断「利用者の位置情報」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：令和7年度第2回公式問題でも、識別対象が「無線設備」であることが問われている。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

答え・解説 正答：イ

ア：不適切。これは別の判断「端末を廃棄した後だけ」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：適切。提示された結論を支える根拠を直接説明している。

ウ：不適切。これは別の判断「料金請求書を発行するときだけ」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：不適切。これは別の判断「工事担任者試験を受けるとき」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：「無線設備を識別」「通信路設定に当たり照合」の2点をセットで覚える。正答根拠を言語化できるようにすると、類似概念や数値条件を入れ替えた出題にも対応しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0083 3-3 端末設備等規則（共通）> 識別符号・電波利用端末等 | 難易度：標準

「周波数空き状態判定を理解する」を確認する答案に「空き状態でない場合にだけ通信路を設定する。」と記されていた。内容を訂正する際の指摘として最も適切なものはどれか。

ア．例外として総務大臣が告示するものはある。

イ．周波数の空き状態等の技術条件で判断する。

ウ．条件が逆である。

エ．原則は空き状態の判定が必要である。

答え・解説 正答：ウ

ア：不適切。これは別の判断「使用する周波数が空き状態かを告示に従って判定し、空き状態の…」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：不適切。これは別の判断「通信路設定の可否は端末価格で決まる。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。

エ：不適切。これは別の判断「周波数使用状況を確認せず常に送信を開始する。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：この規定は同一帯域を共用する無線設備間の干渉回避に関係する。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0084 3-3 端末設備等規則（共通）> 識別符号・電波利用端末等 | 難易度：標準

「識別符号・電波利用端末等」の手順・条件を点検する。学習目標「無線設備の筐体要件を理解する」に照らして「一つの筐体に収められ、容易に開けることができないこと。」を検証するとき、判断根拠として最も適切なものはどれか。

ア．一の筐体が原則である。

イ．原則要件と逆である。

ウ．規則は一の筐体への収容を求める。

エ．総務大臣が告示する例外を除き、この構造要件がある。

答え・解説 正答：エ

ア：不適切。これは別の判断「無線設備は必ず複数筐体に分割すること。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：不適切。これは別の判断「無線回路を常時露出させ、誰でも容易に変更できること。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：不適切。これは別の判断「筐体を設けてはならない。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：適切。提示された結論を支える根拠を直接説明している。

総合解説：識別符号、空き周波数判定、筐体要件の3点が端末設備内無線の基本条件である。正答根拠を言語化できるようにすると、類似概念や数値条件を入れ替えた出題にも対応しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0085 3-3 端末設備等規則（共通）> 識別符号・電波利用端末等 | 難易度：応用

「識別符号・電波利用端末等」の理解確認で、学習目標は「端末設備内無線と移動電話接続を区別する」である。ここで「有線電気通信設備だけなので電波関係規定は一切適用されない。」という判断が示されたとき、混同点を説明する記述として最も適切なものはどれか。

ア．端末設備内部で電波を使用する構成である。

イ．親機・子機のような端末設備内部の無線リンクは典型例である。

ウ．端末設備内無線と公衆移動網への無線接続を混同している。

エ．技術条件として端末設備等規則が関係する。

0086 3-3 端末設備等規則（共通）> 識別符号・電波利用端末等 | 難易度：標準

「識別符号・電波利用端末等」の学習項目「IP接続端末のアクセス制御機能を理解する」を復習している。受験者が「IP機能を完全に削除すること」を選んだ場合、この判断を退ける理由として最も直接的なものはどれか。

ア．外部からの不正利用等を抑えるため、一定のIP接続端末にアクセス制御機能が求められる。

イ．IPで接続する端末に対するセキュリティ要件である。

ウ．規則が要求する機能ではない。

エ．アクセス制御の目的と逆である。

答え・解説 正答：ア

ア：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。

イ：不適切。これは別の判断「端末設備を構成する部分相互間で電波を使用する端末設備として…」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：不適切。これは別の判断「必ず移動電話事業者の基地局との空間分界点だけを指す。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：不適切。これは別の判断「工事担任者規則の資格者証返納規定だけが適用される。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：「端末設備内で電波を使用」と「端末設備と事業用設備の接続に電波を使用」は区別する。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

答え・解説 正答：イ

ア：不適切。これは別の判断「アクセス制御機能を備えること。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。

ウ：不適切。これは別の判断「通信ログを一切残せなくする機能」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：不適切。これは別の判断「すべてのアクセス要求を無条件に許可する機能」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：IoT機器等のセキュリティ強化を目的とした規定で、アクセス制御・初期識別符号・更新等が重要である。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0087

3-3 端末設備等規則（共通）> 識別符号・電波利用端末等 | 難易度：標準

「初期識別符号の対策を理解する」という学習項目について、結論「変更を促す機能を備えるか、機器ごとに異なる識別符号を付す等の措置を講じる。」を採用した。この結論を支える根拠として最も適切な説明はどれか。

- ア．アクセス制御の要件に反する。
- イ．不正アクセスリスクを高め、規則の趣旨と逆。
- ウ．共通の初期パスワードを固定したままにすることを防ぐ趣旨の規定である。
- エ．アクセス制御上不適切である。

答え・解説

正答：ウ

ア：不適切。これは別の判断「識別符号を設けず誰でも管理画面へアクセス可能にする。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：不適切。これは別の判断「全製品で同じ初期識別符号を永久に変更できないようにする。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：適切。提示された結論を支える根拠を直接説明している。

エ：不適切。これは別の判断「識別符号を端末外箱に大きく公開し全利用者で共有する。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：初期認証情報対策はIoTセキュリティの基本であり、変更促進又は機器固有化が求められる。正答根拠を言語化できるようにすると、類似概念や数値条件を入れ替えた出題にも対応しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0088

3-3 端末設備等規則（共通）> 識別符号・電波利用端末等 | 難易度：標準

「ソフトウェア更新機能を理解する」を確認する答案に「更新機能は端末の通信機能とは無関係なため禁止される。」と記されていた。内容を訂正する際の指摘として最も適切なものはどれか。

- ア．脆弱性修正を困難にし、規則の要件と逆である。
- イ．セキュリティを低下させる。
- ウ．脆弱性修正等を可能にする更新機能が求められる。
- エ．規則は通信機能に係るソフトウェア更新を求める。

答え・解説

正答：エ

ア：不適切。これは別の判断「出荷後はソフトウェアを一切更新できないこと。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：不適切。これは別の判断「更新するたびにアクセス制御を必ず無効化すること。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：不適切。これは別の判断「電気通信の機能に係るソフトウェアを更新できること。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。

総合解説：端末セキュリティでは出荷時だけでなく運用期間中の脆弱性対応能力が重要である。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0089

3-3 端末設備等規則（共通）> 識別符号・電波利用端末等 | 難易度：応用

「識別符号・電波利用端末等」の手順・条件を点検する。学習目標「停電後のセキュリティ設定保持を理解する」に照らして「不適切。電力供給が停止してもアクセス制御設定及び更新されたソフトウェアを維持できることが求められる。」を検証するとき、判断根拠として最も適切なものはどれか。

ア．停電を契機に安全設定や更新が失われることを防ぐ要件がある。

イ．維持できることが求められる。

ウ．明示的な維持要件がある。

エ．規則の要件と逆である。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。提示された結論を支える根拠を直接説明している。

イ：不適切。これは別の判断「適切。更新ソフトウェアは電源断で必ず消去しなければならない。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：不適切。これは別の判断「法令上、電力供給停止後の状態は一切考慮されない。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：不適切。これは別の判断「適切。停電後は必ずセキュリティ設定を消すことが要求される。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：IoT端末等は無人運用されることも多く、停電復旧時にも安全状態を維持できることが重要である。正答根拠を言語化できるようにすると、類似概念や数値条件を入れ替えた出題にも対応しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0090

3-3 端末設備等規則（共通）> 識別符号・電波利用端末等 | 難易度：応用

「識別符号・電波利用端末等」の理解確認で、学習目標は「端末設備内無線の三条件を統合して判断できる」である。ここで「工事担任者資格返納／選挙通信優先／有線設備届出」という判断が示されたとき、混同点を説明する記述として最も適切なものはどれか。

ア．無線条件を表していない。

イ．他法令の論点を混在させている。

ウ．全て原則要件と逆である。

エ．いずれも端末設備内無線に関する基本条件である（告示例外を除く）。

答え・解説

正答：イ

ア：不適切。これは別の判断「IPアドレス固定／通信内容検閲／接地抵抗2 MΩ」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。

ウ：不適切。これは別の判断「識別符号不要／混雑周波数だけを使用／筐体は常に開放」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：不適切。これは別の判断「適合する識別符号を有する／周波数の空き状態を判定して通信路…」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：無線利用端末の共通条件は、識別・周波数共用・不正変換防止という観点で整理できる。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0091

3-4 端末設備等規則（端末別・告示）> 固定電話端末・アナログ電話端末 | 難易度：基礎

「固定電話端末・アナログ電話端末」の学習項目「固定電話端末の基本的な呼制御機能を理解する」を復習している。受験者が「通信終了後も呼設定メッセージを継続して送出すること。」を選んだ場合、この判断を退ける理由として最も直接的なものはどれか。

ア．固定電話端末には、呼の設定・応答に加え、通信終了時に所定の終了メッセージを送る基本機能が求められる。

イ．通信終了時の基本機能として適切ではない。

ウ．終了時には呼設定を継続するのではなく、終了を示す処理が必要である。

エ．規則上、通信終了を示すメッセージの送出が求められる。

答え・解説

正答：ウ

ア：不適切。これは別の判断「通信終了を示すメッセージを事業用電気通信設備へ送出すること。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：不適切。これは別の判断「利用者が電源を切るまで通信路を保持し続けること。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。

エ：不適切。これは別の判断「通信終了時には事業用電気通信設備へ何も通知しないこと。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：固定電話端末の基本機能は、呼設定、応答確認、通信終了などの呼制御を適切に行うことで、網側の資源を不必要に占有しないことにもつながる。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0092

3-4 端末設備等規則（端末別・告示）> 固定電話端末・アナログ電話端末 | 難易度：標準

「固定電話端末の無応答時の切断時間を理解する」という学習項目について、結論「呼設定メッセージ送出後2分以内に、通信終了を示すメッセージを送出する。」を採用した。この結論を支える根拠として最も適切な説明はどれか。

ア．求められるのは呼の終了処理であり、端末電源の遮断ではない。

イ．規則の要求と逆である。

ウ．規則上の時間条件と異なる。

エ．無応答のまま呼を保持し続けないよう、固定電話端末には2分以内の終了処理が求められる。

答え・解説

正答：エ

ア：不適切。これは別の判断「30秒以内に端末の電源を自動的に切る。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：不適切。これは別の判断「応答がない場合は通信終了メッセージを送ってはならない。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：不適切。これは別の判断「応答がなくても10分間は必ず呼を保持する。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：適切。提示された結論を支える根拠を直接説明している。

総合解説：固定電話端末では、無応答時の呼制御に時間上限が設けられている。数字だけでなく『何の送出から何分以内か』まで対応付けて覚える。正答根拠を言語化できるようにすると、類似概念や数値条件を入れ替えた出題にも対応しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0093

3-4 端末設備等規則（端末別・告示）> 固定電話端末・アナログ電話端末 | 難易度：標準

「固定電話端末の自動再発信制御を理解する」を確認する答案に「最初の発信から3分間に100回まで自由に再発信できる。」と記されていた。内容を訂正する際の指摘として最も適切なものはどれか。

ア．過度な再発信を抑える規定の趣旨に反する。

イ．端末側に法令上の制御条件がある。

ウ．自動再発信そのものを全面禁止する規定ではなく、回数等を制御する。

エ．固定電話端末の自動再発信には、網への過度な発信集中を防ぐための回数制御が設けられている。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。

イ：不適切。これは別の判断「再発信回数は利用者が設定できれば法令上の上限はない。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：不適切。これは別の判断「自動再発信は一切認められていない。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：不適切。これは別の判断「一定の適用条件では、最初の発信から3分間に行う自動再発信を…」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：固定電話端末の自動再発信では、規則が定める適用条件の下で『最初の発信から3分間に2回以内』という制御が重要である。緊急通報には別扱いがある。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0094

3-4 端末設備等規則（端末別・告示）> 固定電話端末・アナログ電話端末 | 難易度：標準

「固定電話端末・アナログ電話端末」の手順・条件を点検する。学習目標「ふくそう通知時の端末動作を理解する」に照らして「利用者にふくそう状態であることを通知する。」を検証するとき、判断根拠として最も適切なものはどれか。

ア．網全体の呼量制御を端末単体が行うという規定ではない。

イ．端末側は、事業用電気通信設備から受けたふくそう状態を利用者へ知らせる機能を持つ。

ウ．ふくそう状態を利用者へ通知するという要件に反する。

エ．初期化は法定のふくそう通知動作ではない。

答え・解説

正答：イ

ア：不適切。これは別の判断「端末自身が交換網全体の呼量を制御する。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：適切。提示された結論を支える根拠を直接説明している。

ウ：不適切。これは別の判断「利用者に知らせず、無条件で呼を成功扱いにする。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：不適切。これは別の判断「ふくそう信号を受けたら端末の設定を初期化する。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：令和8年度第1回の公式問題でも、『ふくそうを利用者へ通知する』ことと『端末が発信集中を規制する』ことの混同が狙われている。正答根拠を言語化できるようにすると、類似概念や数値条件を入れ替えた出題にも対応しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0095 3-4 端末設備等規則（端末別・告示）> 固定電話端末・アナログ電話端末 | 難易度：基礎

- 「固定電話端末・アナログ電話端末」の理解確認で、学習目標は「音声通話用固定電話端末の緊急通報機能を理解する」である。ここで「緊急通報先への発信を常に拒否する機能。」という判断が示されたとき、混同点を説明する記述として最も適切なものはどれか。
- ア．緊急通報機能とは無関係であり通信の秘密にも配慮が必要である。
 - イ．法定の緊急通報要件ではない。
 - ウ．規則の要求と逆である。
 - エ．音声通話用の固定電話端末には、所定の緊急通報を行える機能が求められる。

答え・解説 正答：ウ

- ア：不適切。これは別の判断「通話内容を自動的に第三者へ公開する機能。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
- イ：不適切。これは別の判断「すべての通話をデータ通信へ自動変換する機能。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
- ウ：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。
- エ：不適切。これは別の判断「緊急通報を行うための機能を備えること。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
- 総合解説：固定電話端末の規定では、通常の呼制御だけでなく、音声通話用端末の公共安全上重要な機能として緊急通報が位置付けられる。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0096 3-4 端末設備等規則（端末別・告示）> 固定電話端末・アナログ電話端末 | 難易度：標準

- 「固定電話端末・アナログ電話端末」の学習項目「固定電話端末の送出電力基準を理解する」を復習している。受験者が「平均電力で - 30 dBm以上」を選んだ場合、この判断を退ける理由として最も直接的なものはどれか。
- ア．固定電話端末には送出電力に関する条件がある。
 - イ．端末設備等規則の固定電話端末の基準ではない。
 - ウ．固定電話端末の送出電力について、音声通信を除く場合の平均電力上限として - 3 dBmが定められている。
 - エ．上限を示す規定とは方向が異なる。

答え・解説 正答：エ

- ア：不適切。これは別の判断「送出電力には法令上の条件が一切ない」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
- イ：不適切。これは別の判断「平均電力で + 30 dBm以下」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
- ウ：不適切。これは別の判断「平均電力で - 3 dBm以下」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
- エ：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。
- 総合解説：送出電力の数値は、端末別の技術条件で混同しやすい。『固定電話端末・音声通信を除く・平均 - 3 dBm以下』を一体で覚える。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0097

3-4 端末設備等規則（端末別・告示）> 固定電話端末・アナログ電話端末 | 難易度：基礎

「プッシュボタンダイヤル信号の周波数群を理解する」という学習項目について、結論「941 Hz」を採用した。この結論を支える根拠として最も適切な説明はどれか。

- ア．低群周波数は697、770、852、941 Hzで構成される。
- イ．高群周波数に属する。（関連判断：1,209 Hz）
- ウ．高群周波数に属する。（関連判断：1,336 Hz）
- エ．高群周波数に属する。（関連判断：1,477 Hz）

答え・解説

正答：ア

- ア：適切。提示された結論を支える根拠を直接説明している。
- イ：不適切。これは別の判断「1,209 Hz」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
- ウ：不適切。これは別の判断「1,336 Hz」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
- エ：不適切。これは別の判断「1,477 Hz」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：DTMFは低群と高群の2周波数を同時に用いる。低群は697/770/852/941 Hz、高群は1209/1336/1477/1633 Hzである。正答根拠を言語化できるようにすると、類似概念や数値条件を入れ替えた出題にも対応しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0098

3-4 端末設備等規則（端末別・告示）> 固定電話端末・アナログ電話端末 | 難易度：標準

「プッシュボタンダイヤル信号の周波数偏差を理解する」を確認する答案に「規定周波数に対して±10%以内」と記されていた。内容を訂正する際の指摘として最も適切なものはどれか。

- ア．DTMFには周波数精度の条件がある。
- イ．技術条件より大幅に緩い。
- ウ．令和8年度の公式問題では±2.5%とする誤肢が置かれており、正しい許容偏差は±1.5%である。
- エ．許容範囲を広くした誤りである。

答え・解説

正答：イ

- ア：不適切。これは別の判断「周波数偏差は規定されていない」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
- イ：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。
- ウ：不適切。これは別の判断「規定周波数に対して±1.5%以内」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
- エ：不適切。これは別の判断「規定周波数に対して±2.5%以内」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：DTMFは周波数の組合せで数字等を識別するため、周波数偏差が大きいと誤認識につながる。±1.5%を押さえる。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0099

3-4 端末設備等規則（端末別・告示）> 固定電話端末・アナログ電話端末 | 難易度：応用

「固定電話端末・アナログ電話端末」の手順・条件を点検する。学習目標「DTMF信号の時間条件を複合的に理解する」に照らして「信号送出時間50 ms以上、ミニマムポーズ30 ms以上、周期120 ms以上」を検証するとき、判断根拠として最も適切なものはどれか。

ア．休止時間・周期にも条件がある。

イ．いずれも基準より短く、公式問題でも40 msが誤肢として使われている。

ウ．現行の技術条件では、信号送出時間、休止時間、周期にそれぞれ下限が定められている。

エ．時間条件の組合せが規定と異なる。

答え・解説

正答：ウ

ア：不適切。これは別の判断「信号送出時間にだけ条件があり、休止時間と周期には条件がない」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：不適切。これは別の判断「信号送出時間40 ms以上、ミニマムポーズ10 ms以上、…」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：適切。提示された結論を支える根拠を直接説明している。

エ：不適切。これは別の判断「信号送出時間20 ms以上、ミニマムポーズ50 ms以上、…」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：DTMFでは周波数だけでなく時間条件も重要である。50 ms、30 ms、120 msという3つの下限を区別する。正答根拠を言語化できるようにすると、類似概念や数値条件を入れ替えた出題にも対応しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0100

3-4 端末設備等規則（端末別・告示）> 固定電話端末・アナログ電話端末 | 難易度：応用

「固定電話端末・アナログ電話端末」の理解確認で、学習目標は「2026年現行制度でアナログ系端末の扱いを理解する」である。ここで「アナログ系端末の技術条件はすべて廃止され、告示にも残っていない。」という判断が示されたとき、混同点を説明する記述として最も適切なものはどれか。

ア．制度改正後の現行体系を反映していない。

イ．2025年施行の制度整理後は、旧来の端末区分をそのまま独立章として扱うのではなく、現行の固定電話端末区分と関連告示を基準に確認する。

ウ．端末の技術条件は端末設備等規則・関連告示で確認する必要がある。

エ．特殊な固定電話端末等の条件として引き続き扱われるものがある。

答え・解説

正答：エ

ア：不適切。これは別の判断「2025年以降も旧アナログ電話端末の章だけを現行条文として…」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：不適切。これは別の判断「現行の固定電話端末の規定と、端末設備等規則に基づく総務省告…」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：不適切。これは別の判断「工事担任者規則だけを見れば端末の電氣的条件まで全て確認でき…」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。

総合解説：学習分類名として『アナログ電話端末』を残していても、正答根拠は2026年時点の現行法令体系に置く必要がある。旧制度の章番号や旧記号をそのまま正答にしない。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0101

3-4 端末設備等規則（端末別・告示）＞総合デジタル通信端末・デジタルデータ伝送用設備接続端末 | 難易度：基礎

「総合デジタル通信端末・デジタルデータ伝送用設備接続端末」の学習項目「総合デジタル通信端末等の現行制度上の位置付けを理解する」を復習している。受験者が「有線電気通信法だけで全ての端末条件が定められている。」を選んだ場合、この判断を退ける理由として最も直接的なものはどれか。

- ア．端末個別の技術条件は端末設備等規則と告示が中心である。
- イ．関連する条件は現行制度・告示の中で扱われている。
- ウ．現行条文では旧来の総合デジタル通信端末等を独立章として扱わず、制度再編後の固定電話端末・関連告示で確認する。
- エ．現行規則では当該旧章は削除されている。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。

イ：不適切。これは別の判断「総合デジタル通信に係る端末条件は全て消滅した。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：不適切。これは別の判断「現行の端末設備等規則では旧来の独立した章が削除されており、...」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：不適切。これは別の判断「旧来の総合デジタル通信端末等の章が2026年もそのまま有効...」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：資格学習上は旧名称が論点名として残ることがあるが、法的根拠は現行の体系へ読み替える必要がある。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0102

3-4 端末設備等規則（端末別・告示）＞総合デジタル通信端末・デジタルデータ伝送用設備接続端末 | 難易度：標準

「総合デジタル通信端末等の直流重畳条件を理解する」という学習項目について、結論「電気通信回線に直流電圧を加えないこと。」を採用した。この結論を支える根拠として最も適切な説明はどれか。

- ア．法令・告示上の技術条件に従う必要がある。
- イ．総合デジタル通信端末等では、端末側から回線へ不用意に直流電圧を加えないことが技術条件となる。
- ウ．技術条件と逆である。
- エ．端末と網設備の保護・相互接続上、電氣的条件が定められる。

答え・解説

正答：イ

ア：不適切。これは別の判断「回線へ加える直流電圧は端末メーカーが無制限に決められる。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：適切。提示された結論を支える根拠を直接説明している。

ウ：不適切。これは別の判断「端末は常に100 V以上の直流電圧を回線へ重畳しなければ...」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：不適切。これは別の判断「直流電圧の有無は通信品質と無関係なので規定されない。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：総合デジタル通信端末等に関する旧来の出題論点は、制度再編後も関連告示を通じて出題され得るため、現行根拠と結び付けて学ぶ。正答根拠を言語化できるようにすると、類似概念や数値条件を入れ替えた出題にも対応しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0103

3-4 端末設備等規則（端末別・告示）＞総合デジタル通信端末・デジタルデータ伝送用設備接続端末 | 難易度：基礎

「デジタルデータ伝送用設備接続端末の電気・光条件を理解する」を確認する答案に「電氣的・光学的条件は一切定められていない。」と記されていた。内容を訂正する際の指摘として最も適切なものはどれか。

- ア．接続媒体に応じ、電氣的又は光学的条件への適合が求められる。
- イ．現行規則の表現は電氣的条件又は光学的条件である。
- ウ．網設備との相互接続を確保するため条件がある。
- エ．技術的な接続条件ではない。

0104

3-4 端末設備等規則（端末別・告示）＞総合デジタル通信端末・デジタルデータ伝送用設備接続端末 | 難易度：標準

「総合デジタル通信端末・デジタルデータ伝送用設備接続端末」の手順・条件を点検する。学習目標「専用通信回線設備等端末の直流重畳原則を理解する」に照らして「原則として直流電圧を加えてはならないが、総務大臣告示で認められる条件に適合する場合は例外となる。」を検証するとき、判断根拠として最も適切なものはどれか。

- ア．原則は逆である。
- イ．電氣的な接続条件として判断する。
- ウ．一律の1V基準ではない。
- エ．一般原則は禁止であり、PoE等も含め告示条件に適合する場合に例外が認められる。

答え・解説

正答：ウ

ア：不適切。これは別の判断「所定の電氣的条件又は光学的条件に適合すること。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：不適切。これは別の判断「磁氣的条件だけに適合すればよい。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。

エ：不適切。これは別の判断「端末の筐体色だけが接続条件になる。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：令和8年度第1回でも、『電氣的又は光学的条件』を『磁氣的条件』へ置き換えた誤肢が用いられている。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

答え・解説

正答：エ

ア：不適切。これは別の判断「直流電圧は必ず加えなければならない。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：不適切。これは別の判断「可否はIPアドレスの設定方法だけで決まる。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：不適切。これは別の判断「1V未満なら告示に関係なく必ず自由に加えられる。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：適切。提示された結論を支える根拠を直接説明している。

総合解説：直流重畳は、端末設備側の電氣的条件と網設備保護の双方に関係する。『原則禁止＋告示例外』を押さえる。正答根拠を言語化できるようにすると、類似概念や数値条件を入れ替えた出題にも対応しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0105

3-4 端末設備等規則（端末別・告示）＞総合デジタル通信端末・デジタルデータ伝送用設備接続端末 | 難易度：基礎

「総合デジタル通信端末・デジタルデータ伝送用設備接続端末」の理解確認で、学習目標は「複数回線端末の漏話基準を理解する」である。ここで「漏話減衰量には基準がない」という判断が示されたとき、混同点を説明する記述として最も適切なものはどれか。

- ア．複数回線端末には明確な基準がある。
- イ．回線間の不要な結合を抑えるため、1,500 Hzで70 dB以上の漏話減衰量が求められる。
- ウ．基準より大幅に小さい。
- エ．周波数も判定方向も異なる。

0106

3-4 端末設備等規則（端末別・告示）＞総合デジタル通信端末・デジタルデータ伝送用設備接続端末 | 難易度：標準

「総合デジタル通信端末・デジタルデータ伝送用設備接続端末」の学習項目「IP接続端末のアクセス制御要件を理解する」を復習している。受験者が「誰でも認証なしで管理画面へ入れる機能」を選んだ場合、この判断を退ける理由として最も直接的なものはどれか。

- ア．アクセス制御要件に反する。
- イ．不正アクセス対策の趣旨と逆である。
- ウ．規則はむしろ更新可能性も求めている。
- エ．遠隔設定可能な一定のIP接続端末には、不正利用を防ぐアクセス制御機能が求められる。

答え・解説 正答：ア

ア：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。
イ：不適切。これは別の判断「1,500 Hzにおいて70 dB以上」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
ウ：不適切。これは別の判断「1,500 Hzにおいて7 dB以上」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
エ：不適切。これは別の判断「150 Hzにおいて70 dB以下」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
総合解説：漏話減衰量は大きいほど回線間の分離が良い。周波数1,500 Hzと70 dB以上をセットで覚える。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

答え・解説 正答：イ

ア：不適切。これは別の判断「設定変更要求をすべて無条件で受け入れる機能」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
イ：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。
ウ：不適切。これは別の判断「通信機能の更新を永久に禁止する機能」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
エ：不適切。これは別の判断「外部からのアクセスを適切に制御するアクセス制御機能」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
総合解説：この規定はIoT機器などの脆弱性対策を意識したもので、アクセス制御・初期認証情報・更新・設定保持が一体の要件となる。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0107

3-4 端末設備等規則（端末別・告示）> 総合デジタル通信端末・デジタルデータ伝送用設備接続端末 | 難易度：標準

「初期認証情報の安全対策を理解する」という学習項目について、結論「初回利用時に変更を促すか、端末ごとに異なる識別符号を設定する。」を採用した。この結論を支える根拠として最も適切な説明はどれか。

- ア．アクセス制御の意味を失わせる。
- イ．アクセス制御要件に反する。
- ウ．共通初期パスワードを固定して大量出荷することによる不正アクセスリスクを抑えるための要件である。
- エ．大量侵害につながり得る設計であり規則の趣旨に反する。

答え・解説

正答：ウ

ア：不適切。これは別の判断「識別符号を端末のWeb画面へ常時公開する。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：不適切。これは別の判断「管理者用の識別符号を一切設けず誰でも設定変更できるようにす...」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：適切。提示された結論を支える根拠を直接説明している。

エ：不適切。これは別の判断「全製品を同じ識別符号にし、利用者が変更できないようにする。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：端末ごとに異なる初期値又は初回変更の促進は、IoT機器等の初期認証情報対策の基本である。正答根拠を言語化できるようにすると、類似概念や数値条件を入れ替えた出題にも対応しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0108

3-4 端末設備等規則（端末別・告示）> 総合デジタル通信端末・デジタルデータ伝送用設備接続端末 | 難易度：標準

「端末ソフトウェアの更新機能を理解する」を確認する答案に「出荷後は通信機能のソフトウェアを絶対に変更できない構造とする。」と記されていた。内容を訂正する際の指摘として最も適切なものはどれか。

- ア．一定のIP接続端末について明示的に要求される。
- イ．運用開始後に脆弱性が見つかった場合にも修正できることが重要である。
- ウ．安全性を低下させる。
- エ．脆弱性修正を困難にし、現行要件と逆である。

答え・解説

正答：エ

ア：不適切。これは別の判断「ソフトウェア更新は端末設備の技術基準と無関係である。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：不適切。これは別の判断「電気通信の機能に係るソフトウェアを更新できる機能を備える。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：不適切。これは別の判断「更新のたびにアクセス制御設定を削除する。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。

総合解説：ネット接続端末の安全性は出荷時だけで完結せず、運用期間中の脆弱性修正能力まで含めて評価される。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0109

3-4 端末設備等規則（端末別・告示）＞総合デジタル通信端末・デジタルデータ伝送用設備接続端末 | 難易度：応用

「総合デジタル通信端末・デジタルデータ伝送用設備接続端末」の手順・条件を点検する。学習目標「電源断後のセキュリティ状態保持要件を理解する」に照らして「不適切であり、電源停止後もアクセス制御設定と更新済みソフトウェアを維持できる設計が求められる。」を検証するとき、判断根拠として最も適切なものはどれか。

- ア．電源断を契機に脆弱な初期状態へ戻ることを防止する要件である。
- イ．規則の要件と逆である。
- ウ．更新状態の維持が求められる。
- エ．設定・更新状態の維持要件が設けられている。

0110

3-4 端末設備等規則（端末別・告示）＞総合デジタル通信端末・デジタルデータ伝送用設備接続端末 | 難易度：応用

「総合デジタル通信端末・デジタルデータ伝送用設備接続端末」の理解確認で、学習目標は「旧総合デジタル論点と現行データ端末規定を区別する」である。ここで「両者とも旧第6章だけを見れば2026年の全要件を確認できる。」という判断が示されたとき、混同点を説明する記述として最も適切なものはどれか。

- ア．現行規則に専用通信回線設備等端末の規定がある。
- イ．旧第6章は現行規則で削除されている。
- ウ．名称が似ていても、2026年の法令体系では根拠となる現行条文・告示を区別して確認する必要がある。
- エ．法的な扱い・技術条件の根拠が異なる。

答え・解説

正答：ア

- ア：適切。提示された結論を支える根拠を直接説明している。
- イ：不適切。これは別の判断「適切であり、停電時には必ず全設定を消去しなければならない。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
- ウ：不適切。これは別の判断「適切であり、ソフトウェアは停電のたびに工場出荷版へ戻す必要...」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
- エ：不適切。これは別の判断「端末設備等規則は停電復旧後の状態を一切扱っていない。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：無人運用されるIoT機器等では、停電復旧後に弱い設定へ戻ることが重大なリスクになるため、状態保持が技術要件に含まれる。正答根拠を言語化できるようにすると、類似概念や数値条件を入れ替えた出題にも対応しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

答え・解説

正答：イ

- ア：不適切。これは別の判断「デジタルデータ伝送用設備接続端末は端末設備等規則の対象外で...」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
- イ：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。
- ウ：不適切。これは別の判断「旧総合デジタル固有論点は現行の固定電話端末・関連告示で確認...」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
- エ：不適切。これは別の判断「両者は完全に同一の端末区分なので区別する必要がある。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：この細分類は学習上の便宜で旧名称も含むが、問題の正答根拠は2026年現行法令に統一することが重要である。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0111

3-4 端末設備等規則（端末別・告示）> IP電話・移動電話・関連告示 | 難易度：基礎

「IP電話・移動電話・関連告示」の学習項目「IP移動電話端末の基本呼制御を理解する」を復習している。受験者が「呼設定時には端末が無条件で送信し続けること。」を選んだ場合、この判断を退ける理由として最も直接的なものはどれか。

ア．基本機能に反する。

イ．IP移動電話端末には、呼設定から終了までの所定の制御メッセージ処理が求められる。

ウ．規則は所定の呼制御を求める。

エ．移動通信網との適切な呼制御ができない。

答え・解説

正答：ウ

ア：不適切。これは別の判断「通信路の切断処理を行わないこと。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：不適切。これは別の判断「呼の設定要求、応答確認、通信路の切断などに必要な所定のメッ...」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。

エ：不適切。これは別の判断「通信開始後は網からの制御メッセージを一切受け付けないこと。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：IP移動電話端末は、単にIPパケットを送れるだけではなく、移動電話網の呼制御に必要な基本機能を備える必要がある。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0112

3-4 端末設備等規則（端末別・告示）> IP電話・移動電話・関連告示 | 難易度：標準

「IP移動電話端末の無応答時処理時間を理解する」という学習項目について、結論「128秒以内」を採用した。この結論を支える根拠として最も適切な説明はどれか。

ア．固定電話端末の時間条件と混同している。

イ．規則の時間条件より長い。

ウ．無応答時の終了処理に時間条件がある。

エ．IP移動電話端末では、無応答時に128秒以内の終了処理が求められる。

答え・解説

正答：エ

ア：不適切。これは別の判断「2分ちょうどのに限る」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：不適切。これは別の判断「10分以内」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：不適切。これは別の判断「時間上限はない」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：適切。提示された結論を支える根拠を直接説明している。

総合解説：固定電話端末の『2分以内』と、IP移動電話端末の『128秒以内』を混同しない。正答根拠を言語化できるようにすると、類似概念や数値条件を入れ替えた出題にも対応しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0113

3-4 端末設備等規則（端末別・告示）> IP電話・移動電話・関連告示 | 難易度：基礎

「IP移動電話端末の自動再発信回数を理解する」を確認する答案に「自動再発信は必ず1回だけ」と記されていた。内容を訂正する際の指摘として最も適切なものはどれか。

- ア．規則は3回以内としている。
- イ．IP移動電話端末では自動再発信回数は原則3回以内である。
- ウ．網への過度な発信を防ぐため制限がある。
- エ．規則の上限より多い。

答え・解説

正答：ア

- ア：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。
- イ：不適切。これは別の判断「自動再発信は3回以内とする。ただし所定の緊急通報等は別扱い…」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
- ウ：不適切。これは別の判断「回数制限は一切ない」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
- エ：不適切。これは別の判断「自動再発信は原則30回以内」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：令和8年度第1回でも、IP移動電話端末の自動再発信3回という数値が出題対象となっている。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0114

3-4 端末設備等規則（端末別・告示）> IP電話・移動電話・関連告示 | 難易度：標準

「IP電話・移動電話・関連告示」の手順・条件を点検する。学習目標「ランダムアクセス制御の意味を理解する」に照らして「他端末との送信衝突等が生じた場合、端末ごとに不規則な待ち時間を置いて再送信する。」を検証するとき、判断根拠として最も適切なものはどれか。

- ア．無線アクセス制御の趣旨に反する。
- イ．再送タイミングを分散することで、端末同士が同時に再送して衝突を繰り返すことを抑える。
- ウ．衝突を繰り返しやすくするため逆である。
- エ．ランダムアクセス制御の意味ではない。

答え・解説

正答：イ

- ア：不適切。これは別の判断「基地局からの指示に関係なく最大電力で連続送信する。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
- イ：適切。提示された結論を支える根拠を直接説明している。
- ウ：不適切。これは別の判断「すべての端末が同じ時刻に必ず再送信する。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
- エ：不適切。これは別の判断「利用者がIPアドレスを毎回乱数で変更する。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：ランダムアクセス制御は、多数端末が共通の無線資源へアクセスするときの衝突回避に重要である。正答根拠を言語化できるようにすると、類似概念や数値条件を入れ替えた出題にも対応しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0115

3-4 端末設備等規則（端末別・告示）> IP電話・移動電話・関連告示 | 難易度：標準

「IP電話・移動電話・関連告示」の理解確認で、学習目標は「タイムアライメント制御を理解する」である。ここで「受信した音声の再生速度を利用者が調整する機能。」という判断が示されたとき、混同点を説明する記述として最も適切なものはどれか。

ア．端末から基地局への到達時間差を補正し、上り信号の時間位置を整えるための制御である。

イ．一般的な時刻同期とは異なる。

ウ．無線送信タイミング制御ではない。

エ．DHCP等の論点と混同している。

答え・解説

正答：ウ

ア：不適切。これは別の判断「事業用電気通信設備から指示された値に基づき、端末の送信タイ…」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：不適切。これは別の判断「端末の時計を日本標準時に合わせるだけの機能。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。

エ：不適切。これは別の判断「IPアドレスの有効期限を調整する機能。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：タイムアライメントは移動局と基地局の距離差に伴う伝搬遅延を考慮した無線送信制御である。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0116

3-4 端末設備等規則（端末別・告示）> IP電話・移動電話・関連告示 | 難易度：標準

「IP電話・移動電話・関連告示」の学習項目「位置登録機能の目的を理解する」を復習している。受験者が「端末の電池容量を事業者へ通知するため。」を選んだ場合、この判断を退ける理由として最も直接的なものはどれか。

ア．移動体通信では、端末がどのエリアにいるかを網側が把握することが呼出し等に必要である。

イ．移動管理の目的とは異なる。

ウ．位置登録は公開を目的とするものではない。

エ．位置登録機能ではない。

答え・解説

正答：エ

ア：不適切。これは別の判断「移動する端末の現在位置に関する登録を網側で管理し、着信等の…」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：不適切。これは別の判断「端末の表示言語を自動変更するため。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：不適切。これは別の判断「端末のGPS座標を一般公開するため。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。

総合解説：位置登録は移動電話網の基本的な移動管理機能であり、単なるGPS位置情報とは異なる。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0117

3-4 端末設備等規則（端末別・告示）> IP電話・移動電話・関連告示 | 難易度：基礎

「網指示による通信路切替えを理解する」という学習項目について、結論「指示に従って通信路を切り替える。」を採用した。この結論を支える根拠として最も適切な説明はどれか。

ア．移動中の通信継続等のため、網側指示に応じた通信路切替え機能が求められる。

イ．規則は所定の網制御への対応を求める。

ウ．網制御への適合要件に反する。

エ．再起動が法定要件ではない。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。提示された結論を支える根拠を直接説明している。

イ：不適切。これは別の判断「利用者が許可するまで網側指示を一切処理しない。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：不適切。これは別の判断「指示を無視して常に同じ通信路だけを使う。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：不適切。これは別の判断「通信路切替え指示を受けたら必ず端末を再起動する。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：移動電話端末は、位置登録や通信路切替えなど、移動しながら通信を維持するための網連携機能を備える。正答根拠を言語化できるようにすると、類似概念や数値条件を入れ替えた出題にも対応しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0118

3-4 端末設備等規則（端末別・告示）> IP電話・移動電話・関連告示 | 難易度：標準

「受信状態悪化時の送信停止機能を理解する」を確認する答案に「受信レベル低下時にはアクセス制御用パスワードを削除する。」と記されていた。内容を訂正する際の指摘として最も適切なものはどれか。

ア．不要な電波発射や干渉につながり得る。

イ．無線送信停止とは無関係である。

ウ．異常時の自動停止要件に反する。

エ．正常な網制御ができない状態で不要な送信を継続しないための安全制御である。

答え・解説

正答：イ

ア：不適切。これは別の判断「受信品質が悪いほど送信を永久に最大出力へ固定する。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。

ウ：不適切。これは別の判断「受信品質に関係なく故障時も必ず送信し続ける。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：不適切。これは別の判断「所定の条件に従って送信を自動的に停止する。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：移動電話端末では受信状態悪化や故障による連続送信を防ぐ機能が、電波資源の適正利用や網保護に寄与する。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0119

3-4 端末設備等規則（端末別・告示）> IP電話・移動電話・関連告示 | 難易度：応用

「IP電話・移動電話・関連告示」の手順・条件を点検する。学習目標「重要通信確保時の発信規制を理解する」に照らして「その指示に従い、通常の発信を行わない。」を検証するとき、判断根拠として最も適切なものはどれか。

ア．規則に適合しない。

イ．重要通信確保のための端末動作ではない。

ウ．重要通信の確保のため網側から発信規制が指示された場合、端末はそれに従う必要がある。

エ．ふくそうを悪化させ、重要通信確保の趣旨と逆である。

0120

3-4 端末設備等規則（端末別・告示）> IP電話・移動電話・関連告示 | 難易度：応用

「IP電話・移動電話・関連告示」の理解確認で、学習目標は「関連告示を含む現行端末区分を統合的に理解する」である。ここで「総務省告示より民間メーカーの取扱説明書を優先して法的基準を判断する。」という判断が示されたとき、混同点を説明する記述として最も適切なものはどれか。

ア．公式出題範囲には端末設備等規則に基づく告示も含まれる。

イ．制度改正を反映できず誤答につながる。

ウ．規則本文だけで完結しない技術条件があり、特殊な固定電話端末等や送信条件などは告示が具体化する。

エ．法的基準は法令・告示を基準に確認する。

答え・解説

正答：ウ

ア：不適切。これは別の判断「網側指示を無視して通常発信を継続する。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：不適切。これは別の判断「端末内の識別情報を消去してから発信する。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：適切。提示された結論を支える根拠を直接説明している。

エ：不適切。これは別の判断「重要通信確保中ほど自動再発信回数を増やす。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：災害等では、一般通信の発信抑制によって警察・消防等の重要通信を確保する必要がある。端末側も網の規制指示に対応する。正答根拠を言語化できるようにすると、類似概念や数値条件を入れ替えた出題にも対応しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

答え・解説

正答：エ

ア：不適切。これは別の判断「告示は法規試験の対象にならないため一切確認不要である。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：不適切。これは別の判断「過去の端末区分名だけを基準にし、現行告示は確認しない。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：不適切。この説明は、現行の端末区分を基本にしつつ規則本文だけで完結しない技術条件を告示で確認するという別の判断に対応しており、今回のメーカー資料を法令より優先する判断とは異なる。

エ：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。

総合解説：令和8年度第1回の法規問題でも、端末設備等規則に基づく告示が出題対象として明示されている。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0121 3-5 有線設備令・情報法 > 有線電気通信設備令・施行規則 | 難易度：基礎

「有線電気通信設備令・施行規則」の学習項目「有線電気通信設備令のケーブル定義を理解する」を復習している。受験者が「銅の裸電線だけをいい、光ファイバは含まない。」を選んだ場合、この判断を退ける理由として最も直接的なものはどれか。

ア．光ファイバは明示的にケーブルの定義に含まれる。

イ．通信ケーブルの定義とは異なる。

ウ．設備令では、光ファイバそのものも「ケーブル」の定義に含めている。

エ．線路用のケーブルの定義ではない。

答え・解説 正答：ア

ア：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。

イ：不適切。これは別の判断「強電流電線だけをいう。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：不適切。これは別の判断「光ファイバ並びに、絶縁物及び保護物で被覆されている光ファイ…」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：不適切。これは別の判断「端末機器の筐体だけをいう。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：法規では日常語の意味ではなく、法令上の定義で判断する。設備令の『ケーブル』には光ファイバが含まれる点が重要である。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0122 3-5 有線設備令・情報法 > 有線電気通信設備令・施行規則 | 難易度：基礎

「有線電気通信設備令の線路定義を理解する」という学習項目について、結論「送受信地点間に設置された電線及び中継器その他の機器に加え、それらを支持又は保蔵する工作物を含む。」を採用した。この結論を支える根拠として最も適切な説明はどれか。

ア．法定の線路定義ではない。

イ．線路は電線だけでなく、関連機器と支持・保蔵工作物まで含む。

ウ．有線電気通信設備令の線路定義ではない。

エ．設備令は支持・保蔵工作物も含める。

答え・解説 正答：イ

ア：不適切。これは別の判断「通信事業者の事務所建物だけをいう。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：適切。提示された結論を支える根拠を直接説明している。

ウ：不適切。これは別の判断「無線局のアンテナだけをいう。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：不適切。これは別の判断「通信に使用する電線だけをいい、支持物は含まない。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：『線路＝電線だけ』と覚えると誤る。中継器その他の機器、支持物・保蔵工作物まで含む法定概念である。正答根拠を言語化できるようにすると、類似概念や数値条件を入れ替えた出題にも対応しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0123 3-5 有線設備令・情報法 > 有線電気通信設備令・施行規則 | 難易度：基礎

「使用電線の原則を理解する」を確認する答案に「裸電線だけを必ず使用する。」と記されていた。内容を訂正する際の指摘として最も適切なものはどれか。

ア．光ファイバはケーブルの定義に含まれる。

イ．総務省令で定める場合を除き、使用電線は絶縁電線又はケーブルとするのが原則である。

ウ．原則と逆である。

エ．設備令上の条件がある。

答え・解説 正答：ウ

ア：不適切。これは別の判断「光ファイバはケーブルに含まれないため使用できない。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：不適切。これは別の判断「絶縁電線又はケーブルを使用する。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。

エ：不適切。これは別の判断「通信線は材質を問わず無条件で使用できる。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：設備令の一般技術基準では、絶縁や保護を考慮して使用電線の種類を定めている。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0124 3-5 有線設備令・情報法 > 有線電気通信設備令・施行規則 | 難易度：標準

「有線電気通信設備令・施行規則」の手順・条件を点検する。学習目標「通信回線の平衡度基準を理解する」に照らして「1,000 Hzにおいて34 dB以上」を検証するとき、判断根拠として最も適切なものはどれか。

ア．周波数・値とも異なる。

イ．判定方向が逆である。

ウ．設備令に数値条件が定められている。

エ．通信回線の平衡度は、原則として1,000 Hzで34 dB以上とされる。

答え・解説 正答：エ

ア：不適切。これは別の判断「100 Hzにおいて3.4 dB以上」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：不適切。これは別の判断「1,000 Hzにおいて34 dB以下」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：不適切。これは別の判断「平衡度には数値基準がない」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：適切。提示された結論を支える根拠を直接説明している。

総合解説：平衡度は外来誘導や不要結合への耐性に関係する。『1,000 Hz・34 dB以上』を一体で覚える。正答根拠を言語化できるようにすると、類似概念や数値条件を入れ替えた出題にも対応しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0125

3-5 有線設備令・情報法 > 有線電気通信設備令・施行規則 | 難易度：標準

「有線電気通信設備令・施行規則」の理解確認で、学習目標は「線路電圧の上限を理解する」である。ここで「常に1,000 V以上としなければならない。」という判断が示されたとき、混同点を説明する記述として最も適切なものはどれか。

- ア．安全基準の趣旨と逆である。
- イ．人体や物件への危険防止の観点から、原則的な線路電圧上限が設けられている。
- ウ．ケーブルのみを使用する場合など例外が規定される。
- エ．設備令に原則上限がある。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。

イ：不適切。これは別の判断「100 V以下とする。ただしケーブルのみを使用する場合など…」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：不適切。これは別の判断「100 Vを超えたらどのような設備でも例外なく違法となる。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：不適切。これは別の判断「電圧には一切制限がない。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：数字だけでなく『原則100 V以下 + 例外あり』として理解する。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0126

3-5 有線設備令・情報法 > 有線電気通信設備令・施行規則 | 難易度：標準

「有線電気通信設備令・施行規則」の学習項目「通信回線の送出電力基準を理解する」を復習している。受験者が「音声周波・高周波とも + 100 dB以下」を選んだ場合、この判断を退ける理由として最も直接的なものはどれか。

- ア．設備令は通信回線の電力に上限を設け、周波数帯により基準を区別している。
- イ．法定基準と異なる。
- ウ．二つの上限を逆にしている。
- エ．設備令に基準がある。

答え・解説

正答：イ

ア：不適切。これは別の判断「音声周波では絶対レベル + 20 dB以下、高周波では絶対レベ…」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。

ウ：不適切。これは別の判断「音声周波 + 30 dB以下、高周波 + 20 dB以下」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：不適切。これは別の判断「電力上限は規定されていない」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：端末設備等規則のdBm基準と、有線電気通信設備令の絶対レベル基準を混同しない。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0127 3-5 有線設備令・情報法 > 有線電気通信設備令・施行規則 | 難易度：標準

「架空電線の高さ規制の考え方を理解する」という学習項目について、結論「交通や船舶等の安全を妨げないよう、設備令及び施行規則で定める高さを確保する。」を採用した。この結論を支える根拠として最も適切な説明はどれか。

ア．交通・船舶等に重大な危険を生じる。

イ．架空電線の高さは設備令の規制対象である。

ウ．架空線の高さは、道路・鉄道・河川など設置場所に応じた安全確保の観点から規定される。

エ．安全・交通条件を基準に考える。

答え・解説 正答：ウ

ア：不適切。これは別の判断「場所にかかわらず地上10 cmあればよい。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：不適切。これは別の判断「道路上でも高さに法令上の条件はない。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：適切。提示された結論を支える根拠を直接説明している。

エ：不適切。これは別の判断「高さは通信速度だけで決める。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：架空電線の施工では通信性能だけでなく、道路交通、鉄道、航行など第三者の安全確保が技術基準の中心となる。正答根拠を言語化できるようにすると、類似概念や数値条件を入れ替えた出題にも対応しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0128 3-5 有線設備令・情報法 > 有線電気通信設備令・施行規則 | 難易度：標準

「架空電線と強電流電線の接近規制を理解する」を確認する答案に「離隔は不要で、結束して一体化するのが原則である。」と記されていた。内容を訂正する際の指摘として最も適切なものはどれか。

ア．有線通信線と強電流線の接近・交差には、感電・設備損傷・誘導障害防止のための具体的条件がある。

イ．主要な規制事項の一つである。

ウ．安全基準に反する。

エ．危険防止の趣旨と逆である。

答え・解説 正答：エ

ア：不適切。これは別の判断「接触、誘導、混触などによる危険を防ぐため、所定の離隔や保護…」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：不適切。これは別の判断「強電流電線との関係は有線電気通信設備令の対象外である。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：不適切。これは別の判断「通信品質が良ければ強電流電線へ接触させてもよい。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。

総合解説：強電流電線との接近・交差は、設備令・施行規則の頻出論点であり、電圧区分と設置形態ごとに条件が異なる。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0129 3-5 有線設備令・情報法 > 有線電気通信設備令・施行規則 | 難易度：標準

「有線電気通信設備令・施行規則」の手順・条件を点検する。学習目標「特別高圧線との支持物離隔を理解する」に照らして「1 m以上」を検証するとき、判断根拠として最も適切なものはどれか。

ア．施行規則はこの条件で1 m以上の離隔を求める。

イ．この条件に対する法定値ではない。

ウ．規定より小さい。

エ．同じ条文中の他の線種条件と混同している。

答え・解説 正答：ア

ア：適切。提示された結論を支える根拠を直接説明している。

イ：不適切。これは別の判断「5 m以上」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：不適切。これは別の判断「10 cm以上」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：不適切。これは別の判断「50 cm以上」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：令和8年度第1回でも、35,000 V以下の特別高圧強電流絶縁電線に対する『1 m』が出題されている。正答根拠を言語化できるようにすると、類似概念や数値条件を入れ替えた出題にも対応しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0130 3-5 有線設備令・情報法 > 有線電気通信設備令・施行規則 | 難易度：基礎

「有線電気通信設備令・施行規則」の理解確認で、学習目標は「海底ケーブル間の離隔規定を理解する」である。ここで「海底では他設備との距離規制は一切ない。」という判断が示されたとき、混同点を説明する記述として最も適切なものはどれか。

ア．規定の趣旨と逆である。

イ．設備令に500 mの規定がある。

ウ．承諾を得た場合の例外がある。

エ．海底ケーブルの損傷や保守作業上の干渉を防ぐための離隔規定である。

答え・解説 正答：イ

ア：不適切。これは別の判断「水平距離5 m以内に必ず並行して敷設する。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。

ウ：不適切。これは別の判断「相手方の承諾があっても500 m以内は絶対に認められない。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：不適切。これは別の判断「水平距離500 m以内には設置しない。ただし相手方の承諾を…」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：海底ケーブルは敷設後の修理・引揚げ作業も考慮し、他の海底ケーブルとの十分な距離を確保する。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0131 3-5 有線設備令・情報法 > 有線電気通信設備令・施行規則 | 難易度：標準

「有線電気通信設備令・施行規則」の学習項目「屋内電線と低圧強電流電線の離隔を理解する」を復習している。受験者が「離隔は不要」を選んだ場合、この判断を退ける理由として最も直接的なものはどれか。

ア．基本基準より小さい。

イ．一般的な低圧屋内強電流電線の基本値ではない。

ウ．設備令第18条と施行規則に具体的条件がある。

エ．低圧の屋内強電流電線との基本離隔は10 cm以上である。裸強電流電線ではより大きな離隔が必要となる。

答え・解説 正答：ウ

ア：不適切。これは別の判断「1 cm以上」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：不適切。これは別の判断「50 cm以上が常に必要」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。

エ：不適切。これは別の判断「10 cm以上」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：低圧では基本10 cm、裸強電流電線の場合は30 cmという区別が重要である。隔壁等による例外もある。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0132 3-5 有線設備令・情報法 > 有線電気通信設備令・施行規則 | 難易度：応用

「裸低圧強電流電線との離隔を理解する」という学習項目について、結論「30 cm以上」を採用した。この結論を支える根拠として最も適切な説明はどれか。

ア．高圧屋内強電流電線の基準と混同している。

イ．基準を満たさない。

ウ．被覆された低圧強電流電線の基本値との混同である。

エ．被覆された低圧強電流電線の基本10 cmより大きい30 cmの離隔が必要となる。

答え・解説 正答：エ

ア：不適切。これは別の判断「15 cm以上」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：不適切。これは別の判断「5 cm以上」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：不適切。これは別の判断「10 cm以上」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：適切。提示された結論を支える根拠を直接説明している。

総合解説：屋内配線では、低圧か高圧か、裸線か被覆線かで必要離隔が変わる。数字を条件とセットで判断する。正答根拠を言語化できるようにすると、類似概念や数値条件を入れ替えた出題にも対応しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0133 3-5 有線設備令・情報法 > 有線電気通信設備令・施行規則 | 難易度：応用

「高圧屋内強電流電線との離隔を理解する」を確認する答案に「100 cm以上が常に必要」と記されていた。内容を訂正する際の指摘として最も適切なものはどれか。

ア．この条件に対する法定基本値ではない。

イ．基準より小さい。

ウ．低圧側の基本値と混同している。

エ．施行規則は高圧の屋内強電流電線に対し15 cm以上の離隔を求めている。

答え・解説 正答：ア

ア：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。

イ：不適切。これは別の判断「1 cm以上」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：不適切。これは別の判断「10 cm以上」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：不適切。これは別の判断「15 cm以上」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：耐火性のある堅ろうな隔壁や管を用いる場合などの例外があるが、基本値は15 cmである。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0134 3-5 有線設備令・情報法 > 有線電気通信設備令・施行規則 | 難易度：応用

「有線電気通信設備令・施行規則」の手順・条件を点検する。学習目標「屋内通信電線の絶縁抵抗測定条件を理解する」に照らして「直流100 Vで測定し、電線と大地間及び電線相互間で1 MΩ以上」を検証するとき、判断根拠として最も適切なものはどれか。

ア．測定方法・数値とも異なる。

イ．屋内電線の絶縁性能について、測定電圧と抵抗値が具体的に定められている。

ウ．設備令に絶縁抵抗基準がある。

エ．端末設備等規則の別の絶縁基準と混同している。

答え・解説 正答：イ

ア：不適切。これは別の判断「交流100 Vで測定し100 Ω以下」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：適切。提示された結論を支える根拠を直接説明している。

ウ：不適切。これは別の判断「導通があれば絶縁抵抗は測定不要」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：不適切。これは別の判断「直流200 Vで測定し2 MΩ以上」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：端末設備等規則の『配線設備等：直流200 V以上で1 MΩ以上』と、有線電気通信設備令の『屋内電線：直流100 Vで1 MΩ以上』を混同しない。正答根拠を言語化できるようにすると、類似概念や数値条件を入れ替えた出題にも対応しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0135 3-5 有線設備令・情報法＞不正アクセス禁止法 | 難易度：基礎

- 「不正アクセス禁止法」の理解確認で、学習目標は「不正アクセス禁止法の目的を理解する」である。ここで「電子署名の真正成立を推定すること。」という判断が示されたとき、混同点を説明する記述として最も適切なものはどれか。
- ア．同法の目的ではない。（関連判断：すべてのインターネット通信を行政機関が検閲する…）
 - イ．これにより高度情報通信社会の健全な発展に寄与することを目的とする。
 - ウ．電子署名法の論点である。
 - エ．同法の目的ではない。（関連判断：通信機器の販売価格を統一すること。）

0136 3-5 有線設備令・情報法＞不正アクセス禁止法 | 難易度：基礎

- 「不正アクセス禁止法」の学習項目「アクセス管理者の法定定義を理解する」を復習している。受験者が「インターネットを利用するすべての一般利用者」を選んだ場合、この判断を退ける理由として最も直接的なものはどれか。
- ア．アクセス管理者は、特定電子計算機の電気通信回線を通じた特定利用を管理する者である。
 - イ．資格の有無ではなく、特定利用に係る電子計算機の動作管理が基準である。
 - ウ．不正アクセス禁止法のアクセス管理者の定義とは異なる。
 - エ．利用者全員をアクセス管理者とする定義ではない。

答え・解説 正答：ウ

- ア：不適切。これは別の判断「すべてのインターネット通信を行政機関が検閲すること。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
- イ：不適切。これは別の判断「電気通信回線を通じた電子計算機に係る犯罪の防止と、アクセス…」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
- ウ：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。
- エ：不適切。これは別の判断「通信機器の販売価格を統一すること。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
- 総合解説：不正アクセス禁止法は、不正アクセスそのものだけでなく、その周辺行為の禁止とアクセス管理者の防御努力も定める。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

答え・解説 正答：エ

- ア：不適切。これは別の判断「電気通信回線に接続する特定電子計算機の特定利用について、そ…」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
- イ：不適切。これは別の判断「通信回線を敷設した工事担任者だけ」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
- ウ：不適切。これは別の判断「電子署名の認証局だけ」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
- エ：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。
- 総合解説：公式問題では、アクセス管理者を単に『利用者』や『回線所有者』と置き換える誤肢に注意する。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0137 3-5 有線設備令・情報法 > 不正アクセス禁止法 | 難易度：標準

「他人の識別符号を用いる不正アクセスを判断する」という学習項目について、結論「不正アクセス行為に該当する。」を採用した。この結論を支える根拠として最も適切な説明はどれか。

ア．他人の識別符号を無断で入力してアクセス制御を突破し、制限された特定利用を可能にする行為は典型的な不正アクセス行為である。

イ．むしろ電気通信回線を通じたアクセスが同法の対象となる。

ウ．変更の有無は要件ではない。

エ．他人の識別符号を権限なく使う点が問題となる。

0138 3-5 有線設備令・情報法 > 不正アクセス禁止法 | 難易度：標準

「アクセス制御回避型の不正アクセスを理解する」を確認する答案に「ID・パスワードを使わなければ同法の対象にならない。」と記されていた。内容を訂正する際の指摘として最も適切なものはどれか。

ア．不正アクセス行為は、他人の識別符号を使う行為だけに限定されず、制限を免れる情報又は指令を入力する類型も含む。

イ．アクセス制御回避型も定義に含まれる。

ウ．不正アクセス禁止法の対象となり得る。

エ．利用制限を免れて特定利用を可能にすること自体が問題となる。

答え・解説 正答：ア

ア：適切。提示された結論を支える根拠を直接説明している。

イ：不適切。これは別の判断「通信回線を経由していれば常に適法である。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：不適切。これは別の判断「パスワードを変更しなければ不正アクセスにはならない。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：不適切。これは別の判断「正規のID形式を使っているので不正アクセスにはならない。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：法は、他人の識別符号を使う型だけでなく、識別符号以外の情報・指令でアクセス制御を回避する型も不正アクセスとして定義する。正答根拠を言語化できるようにすると、類似概念や数値条件を入れ替えた出題にも対応しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

答え・解説 正答：イ

ア：不適切。これは別の判断「識別符号を使っていなくても、不正アクセス行為に該当し得る。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。

ウ：不適切。これは別の判断「脆弱性を利用する行為は常に電子署名法だけの問題となる。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：不適切。これは別の判断「アクセス制御を回避してもデータを変更しなければ必ず適法であ…」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：『他人の識別符号』だけで覚えると不十分である。アクセス制御を回避する情報・指令による類型も押さえる。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0139 3-5 有線設備令・情報法 > 不正アクセス禁止法 | 難易度：標準

「不正アクセス禁止法」の手順・条件を点検する。学習目標「識別符号の不正取得禁止を理解する」に照らして「実際に不正アクセスを実行する前であっても、不正アクセス目的の不正取得として禁止される。」を検証するとき、判断根拠として最も適切なものはどれか。

ア．取得行為自体を禁止する条文がある。

イ．記録媒体で違法性が消えるわけではない。

ウ．法は不正アクセス行為そのものだけでなく、その用に供する目的で他人の識別符号を取得する行為も禁止する。

エ．不正アクセス目的の取得は禁止される。

答え・解説 正答：ウ

ア：不適切。これは別の判断「実際にログインするまで一切規制されない。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：不適切。これは別の判断「取得したパスワードを紙に書けば自動的に適法になる。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：適切。提示された結論を支える根拠を直接説明している。

エ：不適切。これは別の判断「本人のパスワードなら目的を問わず第三者が取得できる。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：不正アクセス禁止法では、取得・提供・保管・不正要求など周辺行為も個別に規制されている。正答根拠を言語化できるようにすると、類似概念や数値条件を入れ替えた出題にも対応しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0140 3-5 有線設備令・情報法 > 不正アクセス禁止法 | 難易度：標準

「不正アクセス禁止法」の理解確認で、学習目標は「不正アクセスを助長する識別符号提供を理解する」である。ここで「提供先がまだログインしていなければ常に適法である。」という判断が示されたとき、混同点を説明する記述として最も適切なものはどれか。

ア．提供方法によって当然に適法となるわけではない。

イ．防御ではなく不正利用を助長し得る行為である。

ウ．正当な理由がない場合、他人の識別符号をアクセス管理者・利用権者以外へ提供することは禁止される。

エ．提供行為自体が規制対象である。

答え・解説 正答：エ

ア：不適切。これは別の判断「パスワードを口頭で伝えれば法の対象外である。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：不適切。これは別の判断「第三者へ提供することはアクセス管理者の防御措置に該当する。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：不適切。これは別の判断「不正アクセス行為を助長する行為として禁止される。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。

総合解説：第五条では『業務その他正当な理由による場合を除く』という例外も含めて理解する。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0141

3-5 有線設備令・情報法 > 不正アクセス禁止法 | 難易度：応用

「不正アクセス禁止法」の学習項目「フィッシング型の識別符号不正要求を判断する」を復習している。受験者が「Webページによる要求は対象外で、電子メールだけが規制される。」を選んだ場合、この判断を退ける理由として最も直接的なものはどれか。

ア．自動公衆送信を用いて閲覧可能にする方法も対象である。

イ．アクセス管理者の承諾がないなりすまし要求は規制対象となる。

ウ．入力を不正に要求する行為自体が禁止される。

エ．アクセス管理者になりすまし、Web等で利用者に識別符号の入力を要求する行為は、いわゆるフィッシング型行為として規制される。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。

イ：不適切。これは別の判断「アクセス管理者になりすまし行為は、銀行の承諾がなくても常に…」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：不適切。これは別の判断「実際にパスワードを取得できなければ法の対象外である。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：不適切。これは別の判断「識別符号の入力を不正に要求する行為として禁止される。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：第7条は、偽Webページだけでなく、アクセス管理者になりすまして電子メールで識別符号入力を求める行為も対象とする。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0142

3-5 有線設備令・情報法 > 不正アクセス禁止法 | 難易度：応用

「アクセス管理者の防御措置努力義務を正確に理解する」という学習項目について、結論「識別符号等を適正に管理し、常にアクセス制御機能の有効性を検証し、必要に応じて速やかに高度化その他の防御措置を講ずるよう努める。」を採用した。この結論を支える根拠として最も適切な説明はどれか。

ア．条文は『常に有効性を検証』するとしており、機密性だけに限定していない。

イ．条文上の重要語は『有効性を検証』であり、必要時には機能高度化等の対策を講じる努力義務がある。

ウ．継続的な有効性検証が求められる。

エ．必要があると認めるときは速やかに防御措置を講じるよう努める。

答え・解説

正答：イ

ア：不適切。これは別の判断「アクセス制御機能の機密性だけを年1回確認すれば足りる。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：適切。提示された結論を支える根拠を直接説明している。

ウ：不適切。これは別の判断「一度パスワードを設定すれば、その後の検証は不要である。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：不適切。これは別の判断「不正アクセスが発生するまで防御措置を講じてはならない。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：令和8年度第1回でも、『有効性』を別の概念へ置換する形で出題されている。条文表現を正確に覚える。正答根拠を言語化できるようにすると、類似概念や数値条件を入れ替えた出題にも対応しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0143

3-5 有線設備令・情報法 > 電子署名法 | 難易度：基礎

「電子署名法の目的を理解する」を確認する答案に「有線電気通信設備の高さだけを規制すること。」と記されていた。内容を訂正する際の指摘として最も適切なものはどれか。

- ア．電子署名法の目的ではない。
- イ．不正アクセス禁止法の目的である。
- ウ．有線電気通信設備令の論点である。
- エ．真正な成立の推定や特定認証業務の認定制度などを通じて電子署名の利用環境を整える。

答え・解説

正答：ウ

- ア：不適切。これは別の判断「すべての通信内容を行政機関が検閲すること。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
- イ：不適切。これは別の判断「不正アクセス行為の禁止だけを定めること。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
- ウ：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。
- エ：不適切。これは別の判断「電子署名の円滑な利用を確保し、情報の電磁的方式による流通及…」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：電子署名法は、電子文書の信頼性を法的に支える仕組みと、認証業務の認定制度を整備する法律である。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0144

3-5 有線設備令・情報法 > 電子署名法 | 難易度：基礎

「電子署名法」の手順・条件を点検する。学習目標「電子署名の法定要件を理解する」に照らして「作成者を示すための措置であること / 情報が改変されていないか確認できること」を検証するとき、判断根拠として最も適切なものはどれか。

- ア．電子署名の要件とは無関係である。
- イ．電子署名の法定要件ではない。
- ウ．暗号化の有無だけでは法定要件を満たすとは限らない。
- エ．本人性に関する機能と、改変検知に関する機能の双方が法定要件である。

答え・解説

正答：エ

- ア：不適切。これは別の判断「紙へ印刷できること / カラー表示できること」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
- イ：不適切。これは別の判断「情報を圧縮すること / 通信速度を向上させること」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
- ウ：不適切。これは別の判断「文書を暗号化することだけ / 復号できないこと」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
- エ：適切。提示された結論を支える根拠を直接説明している。

総合解説：電子署名は特定の技術名称ではなく、法律が定める二つの機能要件を満たす措置として定義される。正答根拠を言語化できるようにすると、類似概念や数値条件を入れ替えた出題にも対応しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0145

3-5 有線設備令・情報法 > 電子署名法 | 難易度：基礎

「電子署名法」の理解確認で、学習目標は「認証業務の法定定義を理解する」である。ここで「通信回線の速度を測定する業務」という判断が示されたとき、混同点を説明する記述として最も適切なものはどれか。

- ア．電子署名の認証とは無関係である。
- イ．認証業務の定義ではない。
- ウ．電子署名の確認に用いる事項と利用者本人との対応関係を証明する業務である。
- エ．認証業務ではない。

答え・解説

正答：ア

- ア：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。
- イ：不適切。これは別の判断「電子契約の内容を行政機関が代わりに決定する業務」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
- ウ：不適切。これは別の判断「電子署名を行った者を確認するために用いられる事項が、その利...」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
- エ：不適切。これは別の判断「不正アクセスを自動的に刑事処罰する業務」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：認証業務は、署名を検証するための情報が誰に係るものかを証明し、電子署名の信頼性を支える。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0146

3-5 有線設備令・情報法 > 電子署名法 | 難易度：標準

「電子署名法」の学習項目「特定認証業務の意味を理解する」を復習している。受験者が「アクセス制御機能のパスワードを発行する業務と常に同義である。」を選んだ場合、この判断を退ける理由として最も直接的なものはどれか。

- ア．電子署名法上の特定認証業務ではない。
- イ．不正アクセス禁止法の識別符号とは別概念である。
- ウ．すべての認証業務ではなく、一定の電子署名方式を対象とする認証業務が特定認証業務である。
- エ．主務省令の基準に適合する方式であることが必要。

答え・解説

正答：イ

- ア：不適切。これは別の判断「紙の印鑑証明書を発行する業務だけをいう。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
- イ：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。
- ウ：不適切。これは別の判断「本人だけが行えるものとして主務省令の基準に適合する方式の電...」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。
- エ：不適切。これは別の判断「電子署名を扱う業務なら技術方式を問わず全て特定認証業務とな...」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：『認証業務』と『特定認証業務』を区別する。後者は本人だけが行える電子署名方式についての省令基準に適合する業務である。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0147

3-5 有線設備令・情報法 > 電子署名法 | 難易度：標準

「電磁的記録の真正成立の推定を理解する」という学習項目について、結論「真正に成立したものと推定される。」を採用した。この結論を支える根拠として最も適切な説明はどれか。

ア．推定であり、反証不能の絶対的効力ではない。

イ．そのような規定ではない。

ウ．『本人の意思に基づき作成されたもの』であることについての法律上の推定である。

エ．真正成立の推定は、記載内容そのものの真実性を当然に保証するものではない。

答え・解説

正答：ウ

ア：不適切。これは別の判断「電子署名がある文書は全て刑事証拠として反証不能になる。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：不適切。これは別の判断「必ず公証人が作成した文書とみなされる。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：適切。提示された結論を支える根拠を直接説明している。

エ：不適切。これは別の判断「内容が真実であることまで絶対に保証される。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：令和8年度第1回でも『真正に成立』が直接問われている。『内容が真実』や『有効に成立』などへの置換に注意する。正答根拠を言語化できるようにすると、類似概念や数値条件を入れ替えた出題にも対応しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0148

3-5 有線設備令・情報法 > 電子署名法 | 難易度：標準

「真正成立推定の電子署名要件を理解する」を確認する答案に「電子署名の方式に関係なく、単に氏名文字列を入力すれば必ず推定される。」と記されていた。内容を訂正する際の指摘として最も適切なものはどれか。

ア．本人だけが行える状態を失う。

イ．本人だけが行える状態を、署名に必要な符号・物件の適正管理によって確保することが要件となる。

ウ．適正管理に反する。

エ．第3条には本人だけが行える電子署名という要件がある。

答え・解説

正答：エ

ア：不適切。これは別の判断「署名用の秘密情報を不特定多数で共有すること。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：不適切。これは別の判断「電子署名に必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本…」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：不適切。これは別の判断「署名用の符号をWeb上へ公開して誰でも利用できるようにする…」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。

総合解説：第3条は、電子署名の存在だけでなく、その署名を本人だけが行えるよう必要な符号・物件が適正管理されていることを重視する。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0149

3-5 有線設備令・情報法 > 電子署名法 | 難易度：標準

「電子署名法」の手順・条件を点検する。学習目標「特定認証業務の認定制度を理解する」に照らして「特定認証業務を行おうとする者は、要件を満たす場合に主務大臣の認定を受けることができる。」を検証するとき、判断根拠として最も適切なものはどれか。

ア．法律は『認定を受けることができる』制度として定めており、特定認証業務を行う全事業者に一律の認定取得を義務付ける表現ではない。

イ．主務大臣の認定制度である。

ウ．同法の中心的制度の一つである。

エ．法第4条は認定を受けることができる制度として規定している。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。提示された結論を支える根拠を直接説明している。

イ：不適切。これは別の判断「認定は都道府県知事だけが行う。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

ウ：不適切。これは別の判断「認定制度は電子署名法には存在しない。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：不適切。これは別の判断「特定認証業務を行う者は例外なく認定を受けなければ業務自体が…」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：デジタル庁の公式説明でも、一定の基準を満たす特定認証業務は国の認定を受けることができると整理されている。正答根拠を言語化できるようにすると、類似概念や数値条件を入れ替えた出題にも対応しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0150

3-5 有線設備令・情報法 > 電子署名法 | 難易度：応用

「電子署名法」の理解確認で、学習目標は「電子署名法の認定制度を現行所管まで含めて理解する」である。ここで「外国で行われる特定認証業務は法律上どのような場合も認定対象にならない。」という判断が示されたとき、混同点を説明する記述として最も適切なものはどれか。

ア．デジタル庁は電子署名法の所管庁として認定等を行っており、主務大臣は内閣総理大臣及び法務大臣である。

イ．電子署名法には外国における特定認証業務の認定に関する規定もある。

ウ．国の認定制度であり、市町村長の単独認定ではない。

エ．2026年現在の電子署名法の認定制度の所管と異なる。

答え・解説

正答：イ

ア：不適切。これは別の判断「一定の基準を満たす特定認証業務について国の認定制度があり、…」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

イ：適切。対象となる誤答の問題点を直接説明している。

ウ：不適切。これは別の判断「認定は市町村長が単独で行う。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

エ：不適切。これは別の判断「主務大臣は総務大臣だけである。」に対応する説明で、今回の対象とは異なる。

総合解説：法令本文の『主務大臣』だけでなく、現行の行政所管も確認すると制度理解が安定する。古い教材では所管省庁情報が更新されていない場合がある。誤答分析では、選択肢の結論だけでなく、どの条件・式・定義に反しているかまで対応付けて確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04